

フランスの中等教育における進路指導政策

——バカロレア資格およびその他の資格と、それらへ向けての 進路指導の現実——

La politique de l'orientation scolaire et professionnelle dans l'enseignement secondaire en France — Les actualités des baccalauréats et des autres diplômes et de l'orientation vers ces diplômes—

田 崎 德 友

(Noritomo TASAKI)

(1984年9月10日 受理)

目 次

- (一) はじめに
- (二) 1983年度におけるバカロレア資格試験の結果
- (三) 進路指導の発展と中等教育改革
- (四) 中等教育における進路指導および振分けの手続き
- (五) 中等教育における進路指導
- (六) 中等教育における進路指導の具体的な結果
- (七) おわりに—結論と問題点

(一) はじめに

フランスは、周知のように就学期間中の進学や進級や職業選択などを、選抜 (sélection) によらずに、進路指導 (orientation) とそれに基づく振分け (affectation) によって行っている国である。もちろん、中等教育をしめくくり、また大学における最初の学位となるバカロレア資格のための試験 (examens) や、高等専門大学 (grandes écoles) などへの入学や就職は競争試験によっているし、進路指導の基礎資料となる生徒の評価では、試験 (épreuves) が大きな比重を占めていることは、否定できない。この進路指導は、職業進路指導 (orientation professionnelle) と学習進路指導 (orientation scolaire) に分けられ、特に前者は、後に略述するように長い歴史を持っている。他方、本稿で中心的に取り扱う学習進路指導も後述するように、第二次大戦以前から発展してきたが、具体的には、戦後フランスにおいて実現したものであり、著名なランジュヴァン・ワロン改革案でいう「正義の原則」を実現するための一

つの措置として考えられたものである。

本研究は、小学校5年生（小学校中級2年生、CM2）が小学校を卒業後、中等学校に進学し、その第一期課程（前期中等教育）および第二期課程（後期中等教育）において、学業・職業について進路指導を受けながら、バカロレア資格を中心とする種々の資格にどのように向かっていくのかの実態を具体的に検討することを目的としている。

同時に、ランジュヴァン・ワロン改革案で構想された「適性・能力にあった教育」の理念が、その後の教育改革を通していかに現実化され、いかに機能しているかについて、さらに現在進行中の改革の動きのなかでどのように構想されているかを検討し、その意義と問題点を明らかにすることを目途としている。

その解明は、今日、日本においても問題となっている、生徒の個性や適性・能力に応じた教育を構想する場合、重要な示唆を与えてくれることが期待されるのである。すなわち、今日の日本で、大きな社会問題となっている試験・選抜に代わるものとして、「生徒の適性・能力に基づく進路指導」の理念、組織およびその方法が大きな示唆を与えてくれるのではないかと考えられるのである。

(二) 1983年度におけるバカロレア資格試験⁽¹⁾の結果

バカロレア資格の種類は、図1に示したリセにおける学習コースから概観できよう。バカロレア資格には、大きく二つの種類があり、「普通教育バカロレア資格」(つぎに述べるバカロレア資格のA, B, C, D, D', およびE系、略称Bac.)と「技術者バカロレア資格」(同様に F, G, お

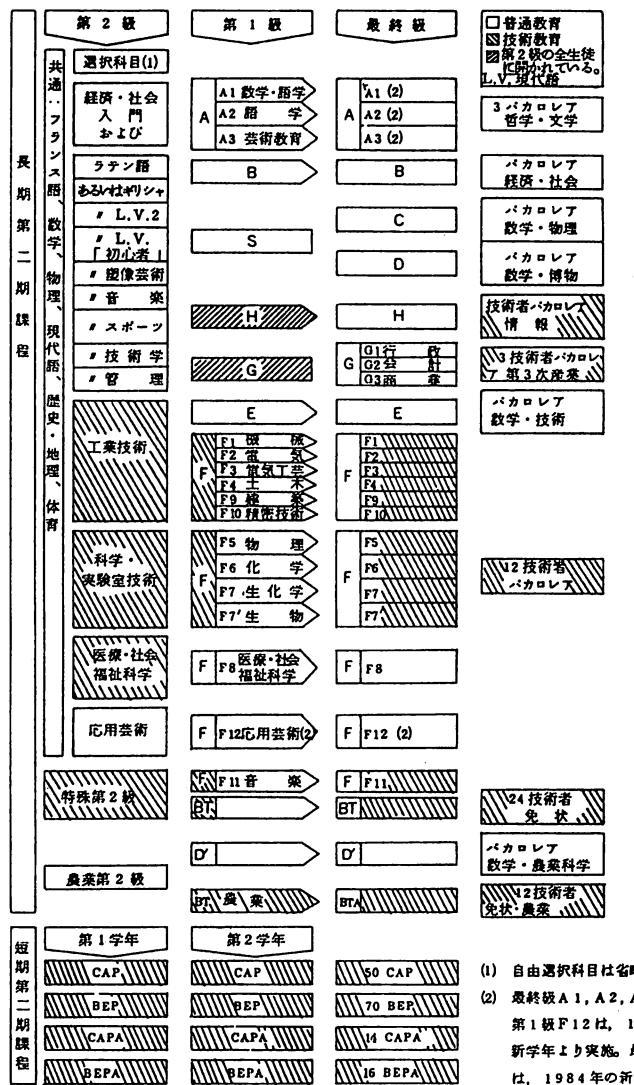
よりH系、略称B.Tn.)に分けられる。

後論のため1981—1982年度を例にとると、A系(A1～A7、古典語・文学・数学・音楽)、B系(経済・社会)、C系(数学・物理)、D系(数学・博物)、D'系(農業・技術)、E系(科学・技術)、F系(F1～F7、F9～F10、工業技術・科学)、F系(F8社会<社会福祉>、F11<音楽>、F11'<ダンス>)、G系(G1～G3、第三次産業分野・経済部門)、およびH系(第三次産業分野・情報部門)のバカラレア資格がある。なお、1983

年の改革によって、A系は、A1～A3に改革され(実施は、1984年度から)⁽²⁾、F12が新設された(実施は、1984年度もしくは85年度から)⁽³⁾。また、1975年1月23日付政令で試験形式が規定された新しい実験的なバカラレア資格(L1、L2、S1、S2、LS1、LS2およびLS3)がある。

さらに、バカラレア資格ではないが、一部、大学入学資格となる「技術者免状」(brevet de technicien、略称B.T.)があり、これは中等教育の修了を認定する重要な資格の一つである。

(出典) "Tout sur le lycée: L'Etudiant."
no 32, fév. 1983, p.42.



- (1) 自由選択科目は省略
 (2) 最終級A1, A2, A3, および
 第1級F12は、1983年の
 新学年より実施。最終級F12
 は、1984年の新学年より実
 施。

図1 リセにおけるコース

1) 結果の概略

1983年6月末の通常期間 (session normale) と「正式に認められた不可抗力」(force majeure dûment constatée) によって受験できなかった者に対して受験の機会を与える、通常9月の「代替期間」(session remplacement) に行われたバカラレア資格試験の最終結果報告が、1984年3月に公にされたが⁽⁴⁾、それによって、その特徴的なことを概略的に箇条書きに示せば、つぎのようになっている。

A) まず第一に、ここ10年間でバカラレア資格取得者の数は、25%増加している。そして、現在、同世代の約28.0%がバカラレア資格取得者ということになる。

B) 1983年に、251,832名がバカラレア資格取得者 (バシリエ, bacheliers) となり (フランス、フランス海外県DOMを含む)，これは、1982年より3.8%増であり、普通教育バカラレア資格については2.5%増、技術者バカラレア資格については7.0%増である。

C) 志願者の数は、396,827名であり、1982年に比べ21,169名増え、これは5.6%増にあたり、普通教育バカラレア資格については、4.1%，技術者バカラレア資格については、8.9%の増加である。

D) 合格率は普通教育バカラレア資格については65.9% (1982年は、66.9%) である。これを性別に見ると、女子の合格率は66.2%であり、男子は65.4%となっている。選択科目群別に見ると、A 1 (ラテン、ギリシャ語) は83.8%の高い合格率で、A 4 (現代語一数学) は、58.9%と低い。また、地域別に見ると、ストラスブール大学区は72.6%と高く、反対にラ・レユニオン (La Réunion) では52.9%と低率である。

E) 技術者バカラレア資格については、平均合格率は58.4% (1982年には59.5%) であり、普通教育バカラレア資格の場合と同じように見ると、まず、性別では、女子が58.9%，男子が57.8%の合格率となっている。つぎに、選択科目群別ではF11 (音楽) は、89.1%であり、G 2 (管理行政技術 techniques administratives de gestion) は、54.8%と低い。さらに、地方別に眺めると、ストラスブール大学区では、69.3%の高率であり、コルシカ大学区では、38.9%と最低の合格率となっている。

F) 普通教育バカラレア資格取得者は、年々減少する傾向にあり、全合格者の70% (1982年では71%) である。

2) バカラレア資格取得者の増加

以下において、1983年度の結果について詳細に見てみたいと思う。表1は、1950年から1983年のフランス本国においてバカラレア資格試験合格者数の伸びを示したものである。これを、図で示すと図2ようになる。

表1 バカラレア資格取得者数の伸び

	普通教育 バ カ ロ レ ア	技 術 者 バ カ ロ レ ア	普通教育 バ カ ロ レ ア + 技 術 者 バ カ ロ レ ア	指 標 に よ る 伸 び
1950	32 362	-	32 362	100
1960	59 287	-	59 287	183
1970	138 707	28 600	167 307	517
1975	153 685	50 804	204 489	632
1980	159 769 (2)	62 660	222 429	687
1981	162 225 (2)	63 389	225 614	697
1982	170 180 (2)	68 411	238 591	737
1983	174 361 (2)	73 798	248 159	767

(1) (出典) *Etudes et documents*, n° 81
-2: le baccalauréat.

(2) 1980—1983年の普通教育バカラレア資格には、実験的なバカラレア資格を含む。

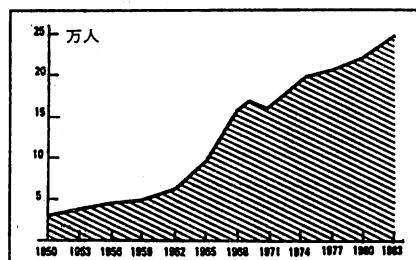


図2 バカラレア資格取得者の伸び (普通+技術) 1950—1983.

バカラレア資格取得者数の増加は、1960年から1970年の10年間がとくに急激であり、ほぼ3倍となっている。

ここ10年すなわち1974年から1983年について、フランス (DOMを含む) で授与されたバカラレア資格合格証は、4分の1増加しており、受験者

は、30%の増である。

合格者の伸びは、普通教育バカラレア資格と技術者バカラレア資格では異なって現れている。後者は、1969年に初めて授与されたものである。

ここ10年間の普通教育バカラレア資格試験についてみれば、受験者の増加は、17%であり、合格者の増加は、14%である。技術バカラレア資格については、受験者の増加は70%に達し、合格者の増加は、64%になっている。

1974年において、普通教育バカラレア資格取得者は、全合格者の77%であったが、1983年では、それは70%にすぎなくなっている。しかし、大学区によって異なり、事実、大学区27の内13では、全国平均より高い。普通教育バカラレア資格取得者が全体の70%を越えるこれらの大学区は、特にボルドー・リヨンの線より南、およびパリ地区すなわち、パリ、ヴェルサイユ、オルレアン、およびランス(Reims)の大学区である。

3) 普通教育バカラレア資格(表2および図3)

普通教育バカラレア資格は前述のように、A、

B、C、D、D'、E系および実験的試行系から成っている。実験的なバカラレア資格試験は、4つの大学区(アミアン、グルノーブル、パリ、ヴェルサイユ大学区)でしか行われていない。それは、C系やD系に対応するS系や、A系の教育課程に近いL系を含んでいる。その合格率は、毎年、特に上昇している(1983年には、72.8%)。

フランス本国および海外県についてみると、普通教育バカラレア資格試験への受験者は、268,269名であり、1982年に比べ4.1%増である(1981年に比べ1982年は、2.5%増)。

第一の試験科目群(premier groupe d'épreuves)で、直接合格した志願者は、112,018名で、受験者の41.7%にあたる。この割合は、系(シリーズ)によって異なっている(C系では52%であるが、B系ではわずか37%である)。第一群を受け、合格を一時保留されたものの数は、65,154名で、これは、受験者の24.3%にあたる。

第二試験科目群(口頭試験)の合格者は、64,684名である(この試験に召喚された受験生の71%にあたる)。

表2 普通教育バカラレア資格試験結果(海外領土を除くフランス全体、公立+私立)

系および選択科目	受験者		合格者						合格者の割合		中等教育修了証書		
			第1試験群		第2試験群		合格者全体						
	計	内 女子	計	内 女子	計	内 女子	計	内 女子	計	内 女子	計	内 女子	
A系	A1ラテン語 ギリシャ語	965	768	843	510	182	141	825	651	83.8	84.8	44	29
	A2ラテン語 現代語	7 555	6 197	4 118	3 322	1 845	1 408	5 784	4 730	78.3	78.3	885	538
	A3ラテン語 数学	1 972	1 458	1 128	856	428	338	1 552	1 192	78.7	81.8	117	88
	A4現代語 数学	37 282	27 752	13 187	9 887	8 009	6 915	22 198	16 782	69.5	80.5	3 988	3 051
	A5現代語	19 438	17 007	8 813	7 556	4 853	4 148	13 288	11 705	68.3	68.8	2 390	2 092
	A6音楽教育	594	417	265	194	185	115	430	309	72.4	74.1	45	32
	A7塑像芸術	1 770	1 298	838	441	439	320	1 075	761	80.7	58.8	272	213
A系 計		69 804	54 857	28 589	22 748	16 518	13 384	45 108	38 130	84.8	85.7	7 531	6 023
B系	経済・社会	81 884	38 809	22 885	13 940	16 402	10 808	39 287	24 748	63.7	63.8	7 380	4 703
	数学・物理	42 083	15 229	22 054	7 984	9 512	3 775	31 588	11 758	75.0	77.2	2 531	822
	数学・自然科学	77 965	42 741	32 104	17 781	17 987	10 485	50 071	28 226	64.2	66.0	8 301	3 291
	農業技術科学	2 284	710	984	280	470	155	1 434	415	63.3	58.5	229	78
	科学・技術	8 074	460	3 841	122	2 318	123	5 960	245	65.7	53.3	724	31
	実験バカラレア資格	1 285	753	599	354	338	203	935	657	72.8	74.0	85	52
	フランス本国全体	263 959	153 859	110 838	83 187	83 525	39 911	174 381	102 078	68.1	68.4	24 791	14 898
海外県		4 310	2 724	1 182	700	1 159	753	2 341	1 453	54.3	53.3	387	238
海外領土を除くフランス全体		268 289	156 383	112 018	83 887	84 684	39 684	176 702	103 631	65.9	66.2	25 158	15 238
1982年度(海外領土を除く)		257 584	149 308	110 270	82 609	82 077	38 223	172 347	100 832	66.9	67.5	24 207	14 451
そのうちフランス本国		253 567	146 855	109 150	81 982	81 030	37 645	170 180	99 527	67.1	67.8	23 890	14 230

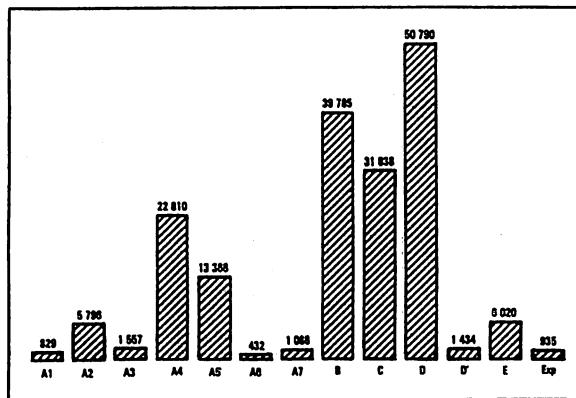


図3 普通教育バカロレア資格試験合格者（1983）

このようにして、合格者の全数は、176,702人（1982年より2.5%増）であり、そのうちフランス海外県(DOM)は、2,341名であった。合格率は、65.9%であり、1982年(66.9%)よりは、低いが、1979年から1981年における合格率に匹敵している。1982年において、すべての系において、合格率が上昇したことは、重要であり、この合格率の伸びは、1978年以来のことである。1977年から1983年の普通教育バカロレア資格試験の合格率は、次表の通りである。

	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983
合格率	67.8	67.6	65.7	65.9	65.4	66.9	65.9

毎年、バカロレア資格試験の合格率は、その系によって異なっている。C系はいつも高い率(1983年は75%)を示し、D'系は最も低い。もちろん、1979年以来、D系およびD'系の合格率には、上昇がみられる。これに反して、B系の合格率は、70%に達した1978年以来すこしづつ減少している。

表2は、系ごとの受験者、合格者などの情報を掲載している。

B系は、増加し続けている。すなわち、受験者の23.3%（1982年には22.2%）を占め、合格者の22.5%（1982年21.8%）を占めている。B系への受験生の増加は、加速的である。すなわち、9.4%増（1982年6.9%増）である。しかし、合格者の率は、6.9%増のみであり、1982年には、8.4%増であったが、合格率の低下になっている。

C系については、だんだん減少している。すなわち、受験者は、全体の15.8%（1982年には17%）

で、合格者の18%（1982年には、19.4%）となっている。この系の1982年(76%)の特に高い合格率は、受験者の数は減少しているが、この系の合格者を増加させることになった。

A系は、合格者および受験者のほぼ26%を占めている。A系の中で、選択科目A4（現代語一数学）は、受験者の54%を集め、合格者の51%を占めている。

普通教育バカロレア資格試験において、性別による割合は、女子についてみると、受験者の58.3%であり、合格者の58.6%である。女子の合格率は、男子（65.4%）より常に高いが、今年は、66.2%でしかなかった。ちなみに、1982年は、67.5%の合格率であった。

女子の受験者が最も多かったのは、A系であり、受験者の79%，合格者の80%を占めている。C系については、女子は、受験者の36.2%であり、合格者の37%となっている。

中等教育終了証書(certificats de fin d'études secondaires)を授与されたものは、25,158名（その内、女子が15,236名で、60.6%）となっている。バカロレア資格試験において、20点満点で8から10点の点数を得た受験生は、合格を一時保留されたものの27.5%になっている。

志願者の出身学校について見ると、フランス本国で受験した262,674名の内、71.5%は公立から、25%が私立からきている。個人的（家庭学習）な受験者は3.5%である（表3）。

大学区ごとに合格率を見ると、フランス本国の13の大学区は、全国平均より合格率が低い、しかし、それでも、60%以上である。これに反して、海外県の合格率は、ギアナ(Guyane)の46.2%，

表3 普通教育バカロレア資格試験受験生の出身学校一
1982年(フランス本国) %

系	受験者(欠席は除く)				受験者の合格率			
	公立	私立	個人	計	公立	私立	個人	計
A	70,4	24,1	5,5	100,0	67,7	63,8	32,8	64,8
B	68,2	28,4	3,4	100,0	65,5	63,3	29,8	63,7
C	76,8	21,1	2,1	100,0	77,9	69,7	22,4	75,0
D	70,4	27,0	2,8	100,0	67,1	60,9	23,5	64,2
D'	54,4	34,1	11,5	100,0	67,7	68,2	28,4	63,3
E	90,4	7,3	2,3	100,0	68,1	65,5	50,0	65,7
系全体	71,5	25,0	3,5	100,0	68,7	63,6	29,2	66,0

マルティニク(Martinique) の 57.1% と変化がある。

4) 技術者バカロレア資格(表4および図4)

技術者バカロレア資格は、F系の10の選択科目群を含んでおり、工業部門や第三次産業部門の活動に応える養成を行っている。その他、F8系(医学・社会科学), F11系(音楽), G系(経済

部門に関連), およびH系(情報技術)がある。

技術者バカロレア資格部門は、増え続けている。すなわち、1974年には、受験者の25%, 合格者の23%であったが、1983年には受験者の32%, 合格者の30%を占めるようになっている。

フランスおよびフランス海外県を含め、128,558名の受験生(1982年より8.9%増)が試験を受けている。受験者の増加は、1982年には、5.8%で

表4 技術者バカロレア資格試験結果(海外領土を除く
フランス全体、公立+私立)

系および選択科目	受験者		合 格 者				受験者に対する合格者の%		中等教育修了証書				
			第1試験群		第2試験群								
	計	内女子	計	内女子	計	内女子	計	内女子	計	内女子			
E	F 1 - 機械製作	14 299	450	5 069	110	3 017	101	8 088	211	58,5	1 392	45	
	F 2 - 電気	4 039	150	1 820	47	780	24	2 800	71	84,4	47,3	296	11
	F 3 - 電気工学	12 382	312	4 124	85	2 678	69	6 800	134	55,0	42,8	908	17
	F 4 - 土木	1 624	154	729	48	293	28	1 028	74	63,3	48,1	152	26
	F 5 - 物理	405	180	158	85	115	52	273	117	67,4	65,0	14	3
	F 6 - 化学	1 571	915	488	257	443	257	931	514	58,3	58,2	87	37
	F 7 - 生化学	1 794	1 327	659	472	480	357	1 139	829	63,5	62,5	180	118
H	F 7 - 生物学	1 618	1 328	847	522	437	381	1 084	883	67,0	68,5	120	100
	F 9 - 建築技術設備	440	24	182	11	83	8	255	19	58,0	78,2	40	2
	F 10 - 精密工学	754	67	332	20	188	11	500	31	68,3	48,3	58	6
	工業系 計	38 806	4 907	14 188	1 817	8 509	1 268	22 686	2 883	58,3	58,8	3 207	385
第三次産業部門	F 8 - 医療・社会福祉科学	10 834	10 698	4 513	4 468	2 531	2 492	7 044	8 858	65,0	65,0	1 384	1 373
	F 11 - 音楽	282	156	205	123	47	21	252	144	88,4	92,3	8	4
	F 11 - ダンス	58	52	34	30	17	17	51	47	87,9	90,4	3	2
G	G 1 - 行政技術	28 700	28 078	9 407	9 209	8 088	7 921	17 485	17 130	81,0	81,0	3 288	3 217
	G 2 - 管理数量技術	31 279	19 468	10 135	6 301	7 144	4 348	17 279	10 647	55,2	54,7	2 033	1 378
	G 3 - 商業技術	14 047	8 189	4 451	2 638	3 829	2 155	8 280	4 791	58,9	58,5	1 421	807
G系 計	74 026	55 731	23 993	18 148	19 081	14 422	43 054	32 588	58,2	58,4	8 740	5 503	
	H - 情報技術	1 110	413	475	188	228	72	701	280	83,2	83,0	109	44
第3次産業部門計		86 310	87 050	29 220	22 953	21 882	17 024	51 102	39 977	58,2	58,8	8 244	6 928
フランス本国全体		125 216	71 857	43 408	24 570	30 390	18 290	73 788	42 880	58,9	59,8	11 451	7 291
海外県		3 342	1 894	819	282	713	378	1 332	871	39,9	35,4	201	137
フランス全体(海外領土を除く)		128 558	73 851	44 027	24 882	31 103	18 889	75 130	43 531	58,4	58,9	11 852	7 428
1982年 (フランス全体、海外領土を除く)		118 074	67 928	40 881	22 830	29 303	17 778	70 184	40 608	59,5	59,8	11 078	6 858
内フランス本国		114 433	65 823	40 042	22 340	28 389	17 171	68 411	39 511	59,8	60,2	10 730	6 724

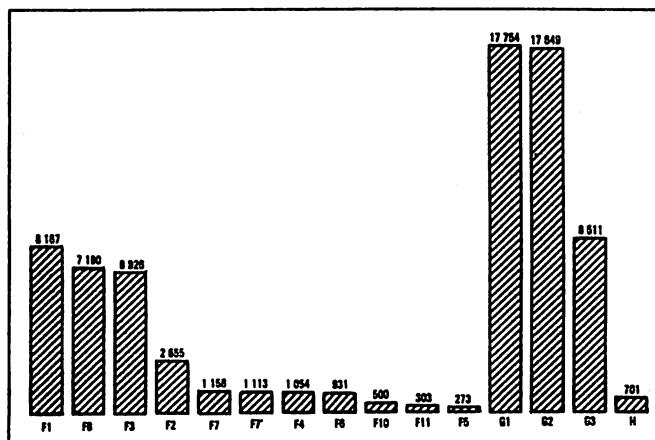


図4 技術者バカロレア資格試験合格者（1983）

表5 技術者バカロレア資格試験受験者の出身学校—1983年

系	受験者(欠席は除く)				受験者の合格率			
	公立	私立	社会昇進	計	公立	私立	社会昇進	計
F1 à F7 + F9 et F10	85,9	11,0	3,1	100,0	58,9	59,4	39,3	58,3
F8	69,9	29,0	1,1	100,0	65,0	66,0	41,5	65,0
F11 + F11'	95,3	4,1	0,6	100,0	89,5	92,9	-	89,1
G	80,3	18,7	1,0	100,0	57,3	63,4	33,6	58,2
H	74,6	22,3	3,1	100,0	71,0	42,3	23,5	63,2
系全体	81,1	17,2	1,7	100,0	58,6	62,8	37,1	58,9

あり、1981年には3.3%の増加であった。

第一試験科目群を受けて、受験者の34.2%が合格し、30.6%が一時合格を保留された。第二群の試験に召喚されたもの内、69.3%が合格している。

全体の合格者は、75,130人に上り、これは前年に比べ7%増であるが、この58.4%の合格率は、1982年(59.5%)よりは低いが、1981年(58.1%)に相似している。

合格率は、バカロレア資格の系によって異なり、F3(電気工学)の55%からF11(音楽)の89%という具合である。

受験者や合格者の増加率は、部門によって異なっている。すなわち、工業部門(F1～F7', F9およびF10)では、受験者は、9.1%増、合格者は、7.5%増であり、経済部門(G1, G2, G3)では、受験者の伸びは10%、合格者は、8%の伸びとなっている。

工業部門は、1983年に、これまでにない増加率を示した。それゆえ、それが反映した割合(受験者の30.8%、合格者の30.6%)は、安定してきた。これまで、この部門の割合は年々低下してきていたのである。経済部門の各系は、受験者の59%(1982年は、58.8%)を占め、合格者の58.5%(1982年には、58%)となっている。

技術者バカロレア資格のすべての系において、受験者のほぼ4分の1を占めるのは、常に、G1(行政技術)とG2(管理数量技術 techniques quantitatives de gestion)である。

男女別の割合を見ると、受験者の57.5%、合格者の57.9%は女子である。

工業部門では、女子の数はこの部門の受験者の12.5%にあたり、第三産業部門(G1, G2, G3、およびF8系)では、この割合は78%に達している。

前年に反して、女子の受験者の数の伸び(8.7

%増)は、合格者数(7.2%増)より大きい。また各系の全体の合格率は、女子の方が、常に男子(57.8%)より高く、1983年は58.9%であるが、1982年(59.8%)よりは低くなっている。

授与された中等教育終了証書の数は、11,652(その内7,428が女子で、全体の63.7%)である。技術者バカラレア資格試験で、8から10点の点数を取った受験生は、合格を一時保留されたものの22%である。

受験者の出身学校については、フランス本国で受験した125,216名の内、81.1%は公立から、17.2%は私立から、そして、1.7%は社会的昇進措置(promotion sociale)から来ている(表5)。

表6 バカラレア資格取得者の割合
(大学区別)

大学区	普通教育・技術者バカラレア資格合格率	普通教育バカラレア資格試験合格者	バカラレア資格試験合格者の同世代における割合
	合格者全體	合格者全體	割合
AIX-MARSEILLE	61.8	71.9	31.4
La Réunion	46.1	58.1	- (1)
AMIENS	63.3	69.3	22.6
Antilles-Guyane	49.3	67.6	- (1)
BESANÇON	68.3	68.8	25.8
BORDEAUX	63.4	72.7	28.0
CAEN	64.4	67.1	23.8
St Pier. & Miquel.	76.0	100.0	- (1)
CLERMONT	65.4	74.8	28.8
CORSE	56.9	83.6	27.5
CRETEIL	60.5	65.6	- (2)
DIJON	67.3	65.3	26.1
GRENOBLE	67.4	71.3	30.9
LILLE	58.5	64.7	22.5
LIMOGES	59.4	68.0	29.8
LYON	65.2	71.7	30.0
MONTPELLIER	61.1	72.4	29.9
NANCY	65.8	64.0	24.8
NANTES	64.9	69.2	24.0
NICE	62.6	75.5	32.1
ORLEANS TOURS	65.6	70.2	24.0
PARIS	60.5	79.9	35.2 (2)
POITIERS	66.3	68.1	23.8
REIMS	61.5	71.1	22.4
RENNES	64.9	67.9	29.3
ROUEN	63.7	63.5	23.0
STRASBOURG	71.3	63.3	25.9
TOULOUSE	63.8	72.8	32.6
VERSAILLES	68.2	74.3	- (2)
フランス全体 (海外領土を除く)	63.5	70.0	28.0 (3)

(注) (1) 算出されていない。

(2) パリ、クレテイユ、ヴェルサイユはまとめられている。計算はイル・ドゥ・フランス地方全体を対象にしている。

(3) 海外県を除くフランス全体。

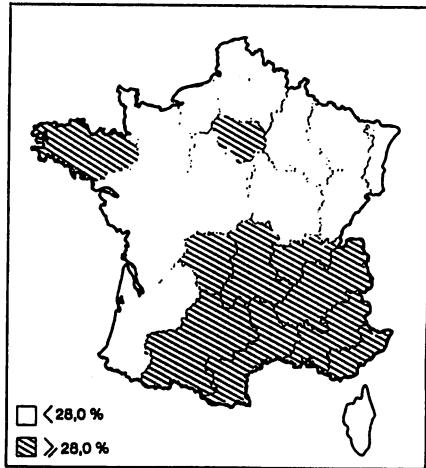


図5 バカラレア資格取得者の割合
(大学区別)

合格率を大学区別に見ると、フランス本国の13の大学区、さらにアンティーユ・ギアナおよびラ・レユニオンは、全国平均より合格率が低い。

5) 同世代でバカラレア資格を取得した者の割合(表6および図5)

年齢による人口統計および最終級に在籍している生徒の年齢による統計から、バカラレア資格試験を受ける年齢に達すると予測される計算上の世代を算出することができる。そして、17, 18, 19歳の三つの区切りから⁽⁵⁾、それぞれ43%, 40%および17%の比によって加重された、バカラレア資格試験に合格すると予測される計算上の世代が大学区ごとに作成される。このように計算された世代に比例した合格者の総数は、バカラレア資格を得る若者の割合を算出することになる。なお、この計算は、海外県については行われなかった。他方、パリ地区の三つの大学区(パリ、クレテイユ、ヴェルサイユ)は、まとめられている。

フランスにおいて、若者の28.0%が、バカラレア資格を得ていることになる。

この数値については大学区間に大きな差違があることが分かる。そのパーセンテージは、イル・ドゥ・フランス地方における35.9%⁽⁶⁾からリールの22.5%までの開きがある。10の大学区は、全国平均を上回っている。

(三) 進路指導の発展と中等教育改革

フランスの教育に特徴的な進路指導について、その簡単な発展と、その学習進路指導が中心とな

る中等教育制度やその改革について触れておく必要があろう。

1) 職業進路指導と学習進路指導の成立

進路指導の問題は、世界の誕生と同じほど古さを持つ問題であり、その問題は、子どもの将来を決定するということである。その方法は、長い間、カーストや、厳しく階級化された社会にあっては、生まれに従って将来を決めることであり、それゆえ、問題は、解決していたといえよう。しかし、このような社会に亀裂が生まれ、ある種の権利の平等の観念が認められるようになった時から、各個人にふさわしい進路という考えに次第に向かうに至った。フランス革命に生まれたこの動きは⁽⁷⁾、人間活動に大きな激動をもたらした産業革命によって、19世紀を通じて加速されてきたのである。雇用は、前世代におけるものとは異なってきており、支配階級の自己防衛の反撲にも拘わらず、父親の仕事分野を息子に予約することは、もはや、困難となったのである。そこで、経済的な秩序を維持する必要から、また個人の可能性や必要な観点から子どもの将来を決定することのできる解決が、一段と急務になったのである。このようにして、20世紀の始めに、実験心理学の発達を利用しながら、各人が取り組む興味がある道を合理的な方法で発見する適切な方法が探求され、進路指導の最初の制度が実施されることになったのである⁽⁸⁾。

フランスでは、少なくとも、仕事や職業の選択を解決するものとしての「職業進路指導」について、特に触れられてきた。そして、少し遅れて、「学習進路指導」のことが話題にされるようになってきたのである。そして、二つの用語は、互いに関係ないかのように対置されていた。すなわち、職業進路指導は、学校卒業後、もしくは、より正確にいえば卒業寸前に提起される問題を取り扱うことであり、学習進路指導は、それとは反対に、学校の内部において、生徒が取り組んでいる教育において出てくる種々の選択科目にわたって生徒を導くことを目的としているという具合であったのである⁽⁹⁾。

幾つかの理由で、まず、職業進路指導において、手工労働の選択、とくに、14歳で小学校を最終的に卒業する子どもがしなければならない選択に関心がもたれたことは理解できるのであって、職業進路指導の業務が、まず、第一段教育のなかで重視されたのである。また、是非別として、技術教育にその職業進路指導業務が加えられたのであ

った⁽¹⁰⁾。すでに極めて有益な競争試験を持ち込んでいた技術教育のなかに、同時に職業進路指導が持ち込まれたのである⁽¹¹⁾。

これに反して、学習進路指導の問題の方は第二段教育に固有のものかのような状態で、長い期間が過ぎ去ったし、職業進路指導との関係を見て、学習進路指導は、目的も方法に関するものも、もたなかつたし、まったく存在しなかったといわないまでも、二つの関係は、非常に離れていた⁽¹²⁾。

進路指導のうち職業進路指導について、まず、その歴史の概略を述べたい。ワロンは、1957年に「フランスにおいて、職業進路指導は、すでに40年前に溯源る」と述べているし、もう一人の専門家である、ギー・シノワール(Guy Sinoir)は「フランスにおける職業進路指導の最初の試みは、1913年3月17日付けの政令によっている。この政令は労働省に、労働の心理学、職業適性および労働者・農業者家庭におけるそれらの機能に関係した研究の任務を負った委員会を任命しているのである。」と述べている。そのほか、A・レオン(A. Léon)はパリ地区について、「パリの第16区において、1909年に一つの専門家のグループが設置され……1910年に各種の結社や世俗的な後援者の生徒のために、職業進路指導の業務が始められた」と述べている⁽¹³⁾。

このように、職業進路指導は、早くから行われているが、学習進路指導については、職業進路指導の専門家が、中等教育の学習進路指導に関与することから始まったと言われている⁽¹⁴⁾。

以上のように、学習進路指導は、かなり遅れて発展することになるが、後述するように第二次大戦後、特に、ベルトラン改革を境に急速に進展することになることになる。そして、この二つの進路指導は、複雑に絡み合うことになる。

この進路指導の二つの側面の起源やその後の歴史的発展に関しては、稿を改め論ずるつもりであるが、つぎに、ここで中心的に取り扱う学習進路指導について、中等教育との関係でその発展を概観することにしたい。

前述したように、学校制度が初等教育系統と中等教育系統に分かれていた、いわゆる複線型学校体系の時代においては、社会階級や経済的能力など社会的・経済的要因が、教育機会の大きな決定要因であった。しかし、第一次大戦後に、統一学校運動とその成果が進展するにつれて、選抜試験が、教育の機会を決定するための最も民主的な制度として確立された。しかし、選抜制度によってすべてが解決されたわけではない。

「選抜は、教育の機会均等を妨げる社会的・経済的要因が排除されれば、すべての子どもが知的競争に平等に出発できることを意味している。しかし、その失敗者は無視されることを示している。選抜に失敗したものの中には、その時期までに能力が十分に發揮されていないものも含まれており、このことは、生徒を発達する個人としてとらえる立場から、批判されることになる。選抜制度は、社会的・経済的要因によって教育の機会が決定されてきた複線型の教育体系を、こんどは、不完全な知的選抜によって覆いかくすことになったのである⁽¹⁵⁾。」

この選抜制度の問題を解決する方法として、学習進路指導の思想が、職業進路指導などの影響を受けて顕現することになる。とくに、1930年代に入って、中等教育への進学者が増加し、生徒が多様化したが、このことは当時の社会・経済的な状況の変化とあいまって、進路指導の思想を現実化するのに大きな力となった。

2) ジャン・ゼー (Jean Zay) の「指導学級」

ゼー文相は、統一学校を中等教育の段階においても実現することを一つの大目的として、1937年3月2日の閣議に、教育改革に関する「法案」(Le projet de loi) を提出し、そこで承認され、同年3月5日に下院事務局に提出した。しかし、1936年の5・6月が、「人民戦線内閣」の無限の希望に満ちた春であったとすれば、1937年の春は、遠い寄る幻想の季節であった。ゼー文相は、改革案の審議開始の希望を表明したが、1939年の第二次大戦突入によって、その法制化の見通しは絶たれてしまった。

こうして、改革法案の法制化は、失敗に終わったが、ゼー文相は、文相の最大限の行政措置によって、改革案に則った部分的改革を行った。その重要な一つが、1937年の新学期から実施された「指導学級」(classes d'orientation) の実験的試行である⁽¹⁶⁾。しかし、この実験的試行も大戦への突入によって中止されなければならなかつた。

3) ランジュヴァン・ワロン改革案とベルトラン改革

戦時中は、フランス本国にあっては、レジタンスの人々によって、そして、本国以外において、いろいろな改革案が秘密裏に論議、検討されていた。そのうち、最も著名なのが、「アルジェ案」(Plan d'Algier) で、1944年の8月付けで提出されている⁽¹⁷⁾。

戦後のフランスにおいて、教育改革は急務であった。そこで、これまでの改革案を検討して、教育改革を実施するために、ランジュヴァン (Paul Langevin) を委員長とする「教育改革のための省研究委員会」(Commission ministérielle d'études pour la réforme de l'enseignement) が設置された⁽¹⁸⁾。1944年11月8日付けの省令によって、設置されたこの委員会は、1946年12月にランジュヴァンが死去し、その後ワロン (Henri Wallon) が委員長を引き継ぎ審議を行い、1947年6月19日にその答申を提出した。二人の委員長の名前を探って、「ランジュヴァン・ワロン改革案」と呼称されるのが通例となっている。

この「ランジュヴァン・ワロン改革案」は、その改革のための原則を挙げ、そのうち、「正義の原則」(すべての子どもは、家庭的・社会的・人種的出身がなにであろうとも、その人格を発達させる平等な権利をもつ。かれらは、その適性・能力 (aptitudes) による制限以外の制限を受けてはならない)⁽¹⁹⁾ をとりわけ強調し、それを実現するために「指導の原則」(le principe de l'orientation) を示した。その具体的な学校制度として、小学校を卒業した全生徒を無試験で中等学校に進学させ、11~15歳の4年間を「進路指導期」(cycle d'orientation) として、全員に共通の教育を行うことを提案した。

しかし、この「ランジュヴァン・ワロン改革案」は、第四共和政の脆弱な政体やその他の多くの理由で、即時全面的に実施されるには至らなかったが、その後、進路指導の理念とその応用を盛り込んだ「新しい学級」(classes nouvelles) が、1945年から1952年まで実験的試行として行われ、その後は、規模を縮小して、「先導学級」(classes pilotes) として続行されたのである⁽²⁰⁾。

進路指導が導入され、それを保障する学年が実現した最初の改革は、周知の通り、1959年のベルトラン改革である。この改革によって、11~13歳の2か年間の「観察・指導課程」(cycle d'observation et d'orientation)⁽²¹⁾ が設置された。しかし、この課程は、五つの教育系統、すなわち、小学校完成級、長期、短期の技術および普通教育機関 (リセ、コレージュ) に個別に設置されたため、進路指導やそれに基づく進路変更に必要な各教育系統間における連携が上首尾に行われなかつた。したがって、極めて、不完全なものであった。

この問題を解決し、かつ進路指導期を拡充するために、4か年の独立した中等教育機関が創設されるに至つた。この機関は、「中等教育コレージュ

ュ」(collège d'enseignement secondaire, C.E.S.)と呼ばれ、1963年のフーシュ改革によって設置が開始された。中等教育コレージュは、イギリスのコンプリヘンシブ・スクールや西独のザムト・シユーレと同様な総合制中等学校であり、I(リセ型)、II(普通教育コレージュ, collèges d'enseignement général, C.E.G.型)およびIII(実務学級, classes pratiques・推移学級, classes de transition型)の三つのコースから構成されていた。

4) アビ改革

1968年の大学紛争以後、フランスにおける教育改革の焦点は、主として、高等教育に向けられてきた。しかし、その後再び第二段教育(中等教育)に向けられはじめた。この動きは、高等教育改革が、「高等教育基本法」の制定によって、一段落を迎える、中等教育を高等教育との関係において再検討する必要が生じたこと、さらには、1959年のベルトワン改革を完成する必要に迫られた結果であると思われる。

実験的中等教育コレージュ(C.E.S.)での実験や、1968年から1975年にかけて行われた各種委員会の報告書は、教育制度の全体の改革の立案作業

の開始点になった。このような作業に基づき立案され、1974年4月に議会に提出されたフォンタネ(Fontanet)文相案は法制化されることにはならなかったが、中等教育ばかりでなく、就学前教育および初等教育を含む教育改革が、1975年7月11日付けの法律によって実現された。この著名なアビ(René Haby)文相の改革案は、突如出されたものではなく、このフォンタネ案に大きく負っているのである。

この一連の改革政策を検討するために70年代の始めにおける中等教育の現状を見ることが必要だろう。

まず、1970年代の始めの状況から見ると、生徒数の増加には著しいものがある。1959年(16歳までの義務教育年限延長)から1970年まで、国民教育省の基本的な問題は、教育における量的な問題であった。すなわち、小学校を出た子どもをすべてコレージュに受け入れることが重要であった。量的な統計については、表7を参照のこと。

第二に、教育現場においては、いろいろな点で大きな差違や不均衡が見られた。国の教育担当責任者は、第一期課程の中等教育機関の多様性(市町村立普通教育コレージュ、国立リセ、新しい中等教育コレージュなど)があることを、認識して

表7 生徒数および教員数の増加(1959—1973)

	生徒数			教員数		
	1959	1967-1968	1972-1973	1959	1967-1968	1972-1973
公立						
●第一期のコレージュ全体	1 000 000	1 700 000	2 440 000	...	54 000	106 000
●LEP(元CET)を含むリセ全体	700 000	1 100 000	1 360 000	...	92 000	110 000
計	1 700 000	2 800 000	3 800 000	67 000	146 000	217 000
私立						
●第一期のコレージュ全体	...	450 000	540 000
●LEP(元CET)を含むリセ全体	...	350 000	400 000
計	560 000	810 000	940 000	..	60 000	73 000

(注) (1) 1972—1973以降、生徒数の増加は緩和され、安定する傾向にある。

(2) (...) 分類されていない、合計で表されている。

(..) 統計無し。

(出典) Géménard, *op. cit.*, p. 96.

いたし、彼らは、教育や、教育方法の多様性、コレージュで教えている教授の身分の多様性について知らなくはなかったであろう。すなわちコレージュの普通教育教授(P.E.G.C.)、旧小学校教諭、セルティフィエ教授、バカラレア資格取得者や大学をでた各種の段階の補助教員、技術教育コレージュの補助技術教授などがあった⁽²²⁾。

あまりよく理解されていないことであるが、初等教育を出てきた生徒間の発達や知識の水準の違いは良く認識され、これらの生徒間における違いは、一部、「小学校完成級」の存在によって隠されていたのである。この完成級は、1963年には、その2年制の学級に全国で60万名を、1967～1968年には、まだ45万名を受け入れていた。生徒の能力の異なる異質的なグループが第6級に進み、このことがより良く理解されたのは、この完成級が消滅する、1973年ごろであったのである⁽²³⁾。

以上のような状況のなかで、フォンタネ案⁽²⁴⁾が提出されることになる。

1973～1974年度の始めに、ジョゼフ・フォンタネ(Joséph Fontanet)は、コレージュとリセを手始めに初等・中等教育の全体の改革を促進する研究を実施に移した。

改革案は、1973年末から74年の4月にかけて練られ、それは、実験中等教育コレージュでの実験結果や、第二段教育に不安を持った中等教育教員に関する委員会の報告(ジョックスJoxe委員会)や、1973年の末に文相が開催した全国研究集会の結果、そのほか、より特定化された問題に関する委員会、たとえば、そのなかに、ジャン・ベルナール(Jean Bernard)が議長を務めた学校リズムの研究委員会が含まれているが、そのような報告書からも改革の着想を得ている⁽²⁵⁾。

1974年4月に議会に提出された法案は、コレージュに関していうと、つぎのような基本的特徴を持っている⁽²⁶⁾。

A) 教育機関の統合(C.E.G.とC.E.S.との区別の廃止)

B) 「フランス語、数学、現代語の科目については、科目水準別(niveau-matière)の学級編成、その他の科目については、異質的学級編成」を行う。

C) コレージュの教員を、免状を持った教授の特別な教授団を設けることによって、教員団を統一すること。

D) 第5級後の進路指導の段階を維持し、学業が極めて悪い生徒については、「強化」(consolidation)の一年間を組織すること。

以上のような骨子を持つフォンタネ案は、1974年1月16日の国民教育高等審議会に付議されたが、組合組織によって批判された。

結局、この案は1974年5月の内閣改造によって、論議に終止符がうたれ、アビが文相となり、この問題全体を取り上げることになった⁽²⁷⁾。

アビは、彼の考えによると、教育制度の改革あるいは、その現代化がどうでなければならないかについて、はっきりした理念を持っていた。彼の考えは、自由社会的で、宗教的、イデオロギー的、哲学的な中立性の意味における世俗性、および社会・文化的な障害に対する援助措置(soutien)の教育によって、もちろんできる子どもの発展を遅くするのであってはならないが、教育機会の平等をできるかぎり確立したいという展望のなかにあった。活発な協力者であったジャン・カペル(Jean Capelle)が60年代に述べた発言の一部を採用し、文相は、小学校の終わりにおける生徒の知識の同質性を得るために、小学校を改革することによって、また、物理科学や手工・技術「教育」の実験的な教育が導入されようとしているコレージュにおいて、すべてのコース(filière)を撤廃することによって、その目的を達成することができると考えたのである。彼は、実験中等教育コレージュについて、その組織が困難で、金がかかり、差別を陥しくする危険を持つと思われたのであるが、そのような実験によって、そうであると納得させられることはなかった⁽²⁸⁾。

コレージュを越えて、文相は、リセの組織と教育課程、バカラレア資格の抜本的改革を考えていたのである。この発展を実現するために、アビは、教員養成の新しい構造と養成(コレージュの教授団を観念に入れて)や、視学の新しい組織を計画した。また、彼は国民教育省の新しい組織を実施したのである⁽²⁹⁾。

アビ文相は、1975年2月12日に『フランス教育制度の現代化のための提案』⁽³⁰⁾と題する文書を閣議に提出して了承を得た。

この計画の力点は、文相によって諮問された主題について作業をした、25のグループによって作成された報告書を十分に生かしたものであるが、それは、つぎのような点からなっている⁽³¹⁾。

A) 小学校は、2年間の3の期の6年にする。子どもはその第一期を一年で終えることもできる。

B) コースのないコレージュでは、能力の異なる生徒から成る「異質的編成」の安定した、学級とする。(換言すれば、フォンタネ案と違って、

生徒の科目ごとの水準による学級編成の考えは、採られていない。コレージュは4か年で、2年間の2期とする。唯一の教育課程が、第一期では選ばれ、援助措置と強化（深化 approfondissement）措置が三つの基礎科目について設けられ、そのための時間割りが作成されなければならない。第二期課程（いわゆる進路指導期である）においては、選択科目（平均して2科目）がすべての生徒に付け加えられるし、職業的試行の段階、企業での研修、コレージュと企業間のサンドウイッチ式教育が企図されている。

C) 技術教育コレージュは、職業教育リセ (lycée d'enseignement professionnel, L. E. P.) と呼ばれ、技術者免状の取得は、職業教育免状保持者にとって進級の免状になるべきである。

D) 速成の職業養成が、バカロレア資格を有しているがなかろうが、リセの第1級や最終級を終え、さらに学業を続けたくないものにたいして、準備される。

E) 普通教育および技術教育リセにおいて、第2級および第1級は、最終級と区別される。これらの学年においては、共通の教育課程と2~3科目の選択科目を選ぶ。バカロレア資格試験は、第1級の終わりに行われ、最終級はまったく選択的となり、その選択科目群の選択は、大学によって示された進路指導に対応する教育を特徴づけるものとなる。

以上のような眼目をもつ提案は、政府のなかで検討され、それらの提案のうち、第1級後のバカロレア資格試験は否定され、その代わりにリセの教授から成る委員会の推薦に基づき大学区審査委員会によって授与される証明書が授与されることになった。

そして、法案は幾つかの修正を受けた後、1975年7月11日に議会で採択された⁽³²⁾。

施行法の作成作業、段階を追った現代化の実施、現実の観察は、計画に従ってすすめられ、その責任は、「計画化・調整総局」にあった。

アビ法の実施によって、1980年までに、小学校においては、何も大きくは変わらなかったが、しかし、小学校の教諭の養成は改革された⁽³³⁾。リセにおいては、新しい教育課程が第二級から適用されはじめた。バカロレア資格は変えられなかつたし、有資格の教授団も作られなかつた。

しかし、この法律は、1968年の「高等教育基本法」の初等・中等教育版といえるものであり、初等・中等教育の基本法と考えられている。この改革の主眼点の大きな一つは、言うまでもなく、コ

ースのない統一コレージュ (collège unique) の創設である。その第4条は、つきのように規定している。

「すべての子どもは、コレージュにおいて中等教育を受ける。中等教育は、生徒に彼らの時代の社会に適合した教育を与えることを目的として、初等教育と断絶することなく接合する。中等教育は、知的、芸術的、手工的、身体的、およびスポーツ的な、諸科目的均衡のうえに立ち、諸適性や諸趣向を現させることができるようにする。中等教育は、後に行われる普通教育、あるいは職業教育の支柱を形成する。この職業教育は、中等教育のあと直ちに、もしくは生涯教育のなかで行われる。」

コレージュは、連続した4段階に分かれ、共通の教育を行う。後半の2か年は、補充的な教育を含むことができ、そこである者は、職業教育の準備を行う。この補充的な教育は、国によって統制され、また認可を受けた職業人のもとでの研修を含むことができる。この2か年に相当し、かつ必ず共通教育を含む学業期間は、職業教育学校に付設された準備学級で満たすこともできる。」

この統一コレージュは、第6・5級（中等教育第1・2学年）を共通課程 (cycle commun)、第4・3級（中等教育第3・4年）を「進路指導課程」(cycle d'orientation) とし、中等教育コレージュにおけるコース (filières) は廃止された。こうして、進路指導の重点は、コレージュの最終学年である第3級（第4学年）終了時に移った。しかし、第5級（第2学年）終了時における進路変更、すなわち、職業教育リセ (lycées d'enseignement professionnel, L. E. P.), 職業前教育学級 (classes pré-professionnelles de niveau, C. P. P. N.), および職業見習準備学級 (classes préparatoire à l'apprentissage, C. P. A.) への進路変更は残されている。

この第5級終了時における進路指導は、今後大きな問題となるのであるが、統一コレージュは、その内部における分化を廃止し、全生徒に共通教育を行うことになったのである。この点、議論はあるが、ランジュヴァン・ワロン改革案の、少なくとも制度的な観点から見ると、その一部実現となったのである⁽³⁴⁾。この新しいコレージュにおいては、学業不振児にたいしては、援助措置 (aménagements particuliers et actions de soutien) が、また学習進度の速い生徒にたいしては、強化（深化）活動 (activités d'approfondissement) が準備され、その統一および平等化の

理念に向けての努力がなされたのである。

しかし、多様な、能力的に異質な生徒にたいして、単一のコレージュは対応し得ず、大量の留年者を出し、第5級終了時には、約25%の生徒が、前述の職業教育リセや職業前教育学級などに進み、統一コレージュを去っていくことになった⁽³⁵⁾。これは、すべての者に単一のコレージュを、と言う理念に反するものであり、理念と現実の矛盾を露呈する結果となった。

5) 「統一コレージュ」の矛盾と中等教育の現状 統一コレージュは、1977年の新学期から施行されたが、まず、生徒間の大きな異質性(hétérogénéité)という問題が明らかにされてきた。

第6級への進学時点での知識水準について見ると、たしかに、生徒の大部分は、受け入れられる平均点のところにいるが、多い語彙を用いた文章を完全に読む子どもにとって易しい文章を解読するのが困難な子どもがおり、その極端な2名が入って来ることになる。このような現象は、算数の計算や目覚まし科目においてもそうである⁽³⁶⁾。

とりわけ、フランスにおいては、初等・中等教育を通しての生徒の能力差の問題は、以前からの問題であり、後述するような進級制度のためや、特に中等教育段階においては、意に反した進路の提案がなされた時、最悪の場合、留年が選択できるために、留年(redoublements)が多いのであり、決して今に始まった問題ではない。能力差のある子どもを共通に教育することになったので、問題は極めて大きくなつたのである。このことは、フランスに特徴的な問題であり、このような問題が起こることは、形式的な平等主義と探っている日本においては、奇異に思える問題かも知れない。

統一コレージュを注意深く観察して、つぎのことが明らかにされ、指摘された⁽³⁷⁾。

A) 小学校における基礎的な訓練の本質的な役割。

B) 学校もしくは、学校の組織された系統というよりも、クラス(あるいは、ディヴィジョン)という一枚岩的な、あるいは(集権化された)制度にとって、また、教育内容の進路指導を課す(小学校修了試験もしくは、第6級への入試を行うよりも)ための単一の座標系(référentiel)をもはや持たない制度にとって、同質的な知識に到達することの困難さ。

C) この困難さは、科学(すなわち、言語学や数学の場合)の急速な発展期において、知識に関

する調査を、それを教えているクラスで、研究と学校教育との「かけはなれ」を無視して、行わなければならない場合、ますます大きくなること。

また、社会・文化的異質性と統一コレージュの構造の「届曲」(contournement)についての結果が明らかにされている。この結果は、ビノンの報告書であり、一部にしか配付されなかったものであり、秘密扱いにされていたものである⁽³⁸⁾。

それによると、まず、コレージュに入ってくる子どもの社会・文化的出身の違いが、より同質的な学級の再編に向かう行動を家族の側で導くということである。

すなわち、第6級に入ってから、そして、第4級への進級にさいして、現代語や選択科目的選択を通して、家族と生徒は、クラスの異質性を緩和する可能性を持っている。選択科目的選択希望は、生徒や家族によって感じられるような教育の「有用性の程度」(ブードン、Boudon, R.)と相関関係にある。

教授たちについて見る限り、学業不振の考えられる原因の一群との関係について、その唯一の改善として制度化された援助措置については、その効果に疑問がもたれているのが一般的である。しかし、この解決法は結局のところ、まったく形式的に受け取られているということは、もしその他の解決法を導入すると、制度の大きな混乱を引き起こすという事実と、大きな改革を余儀なくされる構造的・行政的な枠内において、教員の仕事の役割と条件のより重大な変革を引き起こしてしまうことになるという現実主義的な考え方による結果しているのである。

結局、援助措置は、中位もしくは可(passable)の成績の子どもにとっては、有益であったが、「非常にできのよくない子どものについて、それ以前の学校教育のなかで蓄積されてきた重大な欠陥を治すことはできなかった」。このように報告されているのである⁽³⁹⁾。

このようにして、平等は達成されないのである。元来、フランスは、進級や卒業の基準として、課程主義と年齢主義を併用し、進級は課程主義であり、現実に能力差は歴然としていたし、現在もそうである。これを、ただ統一コレージュという制度やその中における特別な措置だけによって解決することは、不可能と考えられたのである。

そこで、フランスにおける教育の現実を考察する必要があろう。

表8は、1976年から1982年における公立の中等

教育第一期課程の留年率の変化をしている。留年を緩和する政策にも拘わらず、留年率は高くなる傾向がみられる。

この留年によって、学年の年齢構成が、大きく拡散してくるが、それを実数で示したのが表9であり、それをパーセントで表したのが、表10である。第6級の正規の年齢は11歳で、年齢は学年とともに高くなる。正規の年齢より低い生徒が存在するのは、小学校入学が通常6歳であるのに、一部、5歳入学を認めていることや、飛級(saut)によっている。

さらに、表11は、中等教育における一学級あたりの平均生徒数の変化を表したものである。後にルグラン報告のところでも触れるが、学級定数については、ランジュヴァン・ワロン改革案で提案

された方向に進んでいることが理解できる。

また表12は第5級(中等教育第2学年)終了時における進路を、さらに、表13は第3級(中等教育第4学年、すなわちコレージュ最終学年)終了時における進路を表したものである。

これらの表から大まかな評価ができると思われるが、同質化の努力や、差別的なコースの廃止にも拘わらず、すべての成人が、同じ境遇を経験するとは限らないことがわかる⁽⁴⁰⁾。

1)まず、かなりの数の生徒が、小学校の終わりの段階で「足止め」を食っている。

2)他方、小学校を出た後、特殊教育科(section d'éducation spécialisée)に行く生徒が多い。これは、軽度の知的、運動感覚的な障害をもつ子どもに向けられた科であり、ここを出た後

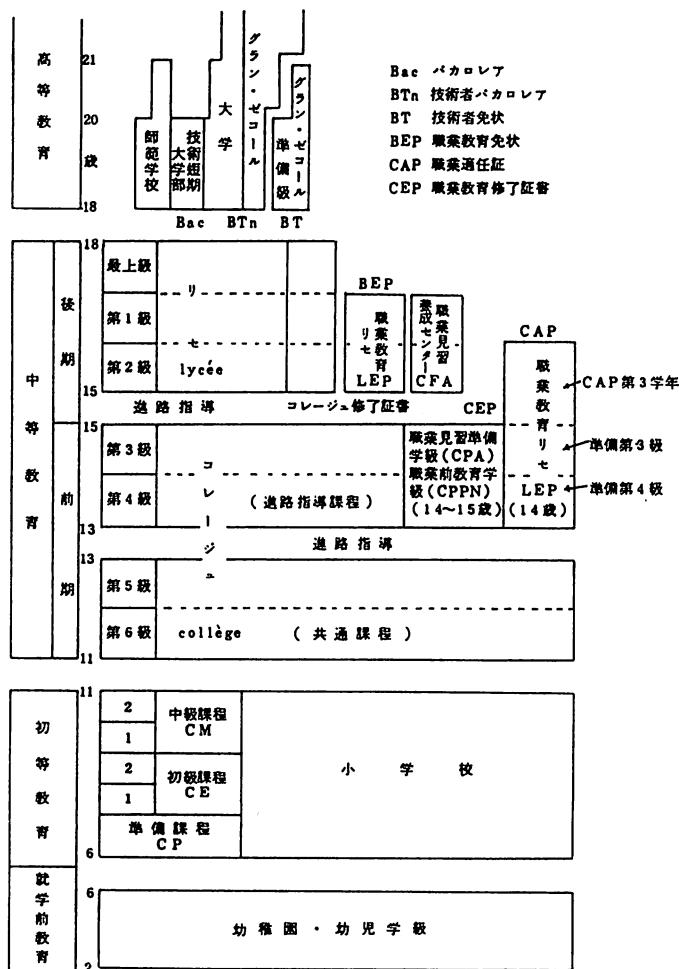


図6 フランスの学校制度図

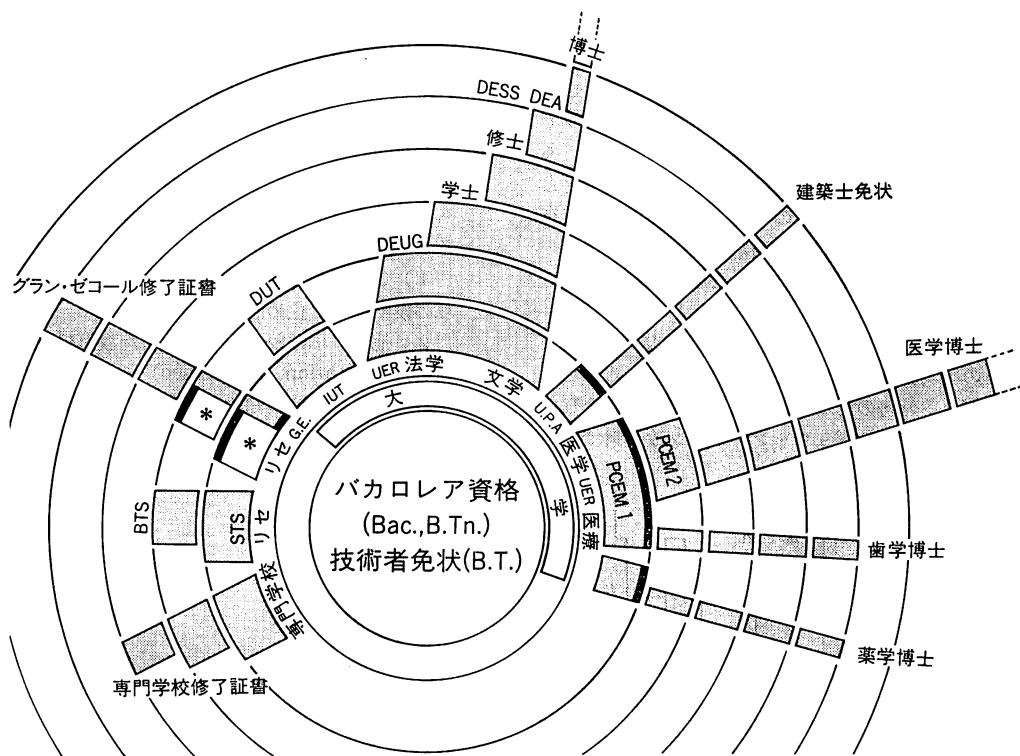


図7 バカラレア資格、技術者免状取得後の進路

(注)	STS	高度技術者教育科	UER	教育・研究ユニテ
	BTS	高度技術者免状	UPA	建築教育ユニテ
	GE	高等専門大学 (グラン・ゼコール)	DESS	専門分野高度研究免状
	DUT	工業技術短期大学部修了証書	DEA	高度専門研究免状
	IUT	工業技術短期大学部	DEUG	大学普通教育証書
	PCEM	医学教育第一期課程	*	グラン・ゼコール準備級 競争試験

(出典) *Après la classe troisième, année 1983-84*, p. 20.

表8 中等教育課程第一期課程における留年率 (1976~1982) 公立

級	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
第6級	8.93	9.09	7.87	9.54	10.56	11.28	11.6
第5級	6.44	7.11	7.36	10.42	11.84	12.88	14.7
第4級	6.71	7.05	7.13	8.22	7.63	8.22	8.3
第3級	6.92	7.09	7.48	8.50	8.96	11.47	11.9

(出典) Geminard, *op. cit.*, p. 27.なお、1982年については、*le Nouvel observateur*, 11 mai 1984, p. 38.

表9 コレージュの生徒の年齢・学年別構成（1978年度および1980年度）公立+私立

級	年	生徒数	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
第6級	1978-1979	864 134	33 664	461 588	266 106	96 629	5 503	644	—	—	—
	1980-1981	885 855	31 973	478 997	257 989	106 334	9 451	799	196	65	51
第5級	1978-1979	837 362	528	34 351	411 878	320 337	66 637	3 210	421	—	—
	1980-1981	836 280	435	31 809	407 473	290 243	99 613	6 113	468	98	30
第4級	1978-1979	653 276	—	665	35 811	332 848	237 903	43 863	1 966	172	48
	1980-1981	616 261	5	520	30 255	338 060	199 489	45 224	2 413	221	74
第3級	1978-1979	605 588	—	881	35 689	290 573	235 050	41 035	2 081	279	—
	1980-1981	612 048	2	78	924	31 013	307 989	227 743	41 777	2 183	339

(出典) Céminard, *op. cit.*, p. 26.

表10 コレージュの年齢・学年別構成(%) 表9より作成

級	年	合計	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
第6級	1978-79	100	3.9	53.4	30.8	11.2	0.6	0.1	—	—	—
	1980-81	100	3.6	54.1	29.1	12.0	1.1	0.1	ε	ε	ε
第5級	1978-79	100	0.1	4.1	49.2	38.3	7.9	0.4	ε	—	—
	1980-81	100	0.1	3.8	48.7	34.7	11.9	0.7	0.1	ε	ε
第4級	1978-79	100	—	0.1	5.5	51.0	36.4	6.7	0.3	ε	ε
	1980-81	100	ε	0.1	4.9	54.9	32.4	7.3	0.4	ε	ε
第3級	1978-79	100	—	—	0.1	5.9	48.0	38.9	6.8	0.3	ε
	1980-81	100	ε	ε	0.2	5.1	50.3	37.2	6.8	0.4	ε

(注) 太枠で囲んだものが標準年齢

表11 学級の平均規模（1978～1982年）

		1978-1979		1979-1980		1980-1981		1981-1982		1982-1983	
		公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	Prive
第一期 課程	第6級	23.9	24.0	24.0	24.2	24.0	24.6	23.9	24.6	23.9	24.7
	第5級	23.6	24.0	23.7	24.2	23.8	24.3	23.7	24.5	23.8	24.7
	第4級	25.9	25.5	23.9	24.0	23.7	23.9	23.6	23.8	23.7	24.2
	第3級	25.6	24.9	25.6	25.2	23.9	24.0	23.7	23.9	23.7	24.0
短期 課程	CCPN	18.6	18.5	18.1	17.3	17.2	17.1	16.5	16.3	15.6	15.9
	CPA	20.5	19.5	20.1	18.4	18.9	18.6	18.3	17.1	17.5	17.2
	計	24.1	24.4	23.7	24.1	23.3 (23.4)	23.9 (24.0)	23.1 (23.3)	23.9 (24.0)	23.1 (23.3)	24.1 (24.2)
第二期 課程	CEP	16.1	18.2	15.9	18.0	15.9	17.3	16.1	16.9	15.7	16.9
	CAP 3学年制	24.2	18.1	24.0	19.9	23.2	19.8	23.8	20.4	24.2	20.2
	CAP 2学年制	24.4	18.2	24.7	21.2	24.8	21.5	25.1	21.7	24.7	21.7
長期 課程	計	24.1	18.1	24.1	20.5	23.7 (24.4)	20.6 (20.8)	24.2 (24.7)	21.0 (21.5)	24.3 (24.8)	20.9 (21.4)
	第2級	31.2	24.9	31.5	25.3	30.9	23.9	30.5	27.0	30.8	26.7
第二期 課程	第1級	26.5	20.9	27.0	21.3	25.8	19.8	26.2	20.6	26.6	21.7
	最終級	26.6	21.1	27.0	21.8	26.4	20.7	27.1	21.2	27.9	21.7
計	計	28.2	22.3	28.5	22.8	27.7 (28.5)	21.4 (23.2)	27.9 (28.3)	22.6 (23.9)	28.4 (28.7)	23.1 (24.1)

(注) 1980年度、1981年度および1982年度における平均規模の定義を統一するため、
学級を半分にした学級(demi-divisions)も1学級(division)として考える。
括弧の中は、2つの分割学級を1学級として数えた平均規模。

(出典) Note d'information, n° 84-06, 6 fév. 1984.

表12 第5級終了時における進路（公立、フランス本国、%）

進路	学年度	1974-1975	1976-1977	1977-1978	1978-1979	1979-1980	1980-1981
第一期課程進級 (新しい学級や実務学級を除く)…	62.2	63.7	64.3	66.1	67.3	64.8	
留年者……………	5.7	6.5	7.1	7.4	10.4	11.8	
CPPN-CPA-実務教育……	15.2	13.7	12.6	11.7	8.0	7.4	
短期第二期課程……	13.8	13.5	13.2	13.0	11.4	12.0	
退学……………	3.1	2.6	2.8	1.8	2.9	4.0	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
生徒数(千)	699.6	706.6	721.9	719.2	681.0	678.5	

(出典) La France en mai 1984, tome 4, La Documentation française, p. 142. から作成。

表13 第3級後の進路（公立、フランス本国、%）

進路	学年度	1974-1975	1976-1977	1977-1978	1978-1979	1979-1980	1980-1981
第一期課程(留年)		7.1	7.1	7.2	7.6	8.5	8.9
長期第二期課程		53.3	54.9	54.9	55.7	54.4	52.7
短期第二期課程		22.0	23.1	23.1	22.9	23.6	22.6
退学		17.6	14.9	14.8	13.8	13.5	15.8
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生徒数(千)		619.4	440.9	449.1	467.0	477.2	477.7

(出典) *La France en mai 1984, op. cit.*, p. 143.

は、職業前教育学級 (C. P. P. N) に入る。約2万名。

3) 職業前教育学級 (C. P. P. N) や職業見習準備学級 (C. P. A.)。これらは、1972年に、実務学級 (classes pratiques) に代わるものとして、設置されたのであるが、統一コレージュの中でもまだ存続している。この正規の教育制度に平行した組織に、14~16歳人口のうち17万名、第一期課程の生徒の17%にあたるものが入っている。

4) そして、最後に、この「進路指導」からの排除に加えて、毎年、10万名の生徒が、職業教育リセに向けられるのであり、彼らは「職業適任証、C. A. P.」の準備をする。わずか第5級の生徒の3分の2が、「通常」の第4級に進むだけである。辞めていくものの中には、C. P. P. N. やC. P. A. に入っていく生徒があり、その55%は労働者の子どもであり、上級幹部の子どもも0.8%である。

以上に見たように、今日、コレージュは、統合された「集合 (rassemblement)」の場所と異なって、分割 (division) された場に見える。不平等社会と民主的な学校に向けて的一般的な希求との間ににおける矛盾に触れているのである」⁽⁴¹⁾と述べられているが、民主化を目指した改革にも拘わらず、「わが国の教育制度の危機は明白である。この教育制度からは、社会的不平等の緩和の希望も新しい生活の術の創造も期待できない。」⁽⁴²⁾と政府の報告書も確認するほどになっているのである。また、「統一コレージュは、存在しない」(Le collège unique n'existe pas)⁽⁴³⁾ と言う衝撃的な言及が、政府の調査委任を受けた報告書になされている。

「統一コレージュは、教育制度全体の危機を明らかにするものである」⁽⁴⁴⁾とドミニク・パティ

(Dominique Paty) は述べている。その問題について彼女は、「中等教育の第一期課程の統一は、否定出ない 民主的な合理性 (rationalité démocratique indéniable) に適合している。というのは、統一は、皆によって告発されていた制度的な障害 (barrières institutionnelles) を廃止したからである。しかし、それが、[生徒の] 差違を考慮に入れた民主的な戦略 (stratégie démocratique de prise en compte des différences) に欠けていたことも否定できない」⁽⁴⁵⁾と指摘しているが、これは、極めて的確な指摘と言わざるを得ないとかんがえられよう。この指摘の妥当性は、つぎに述べる「ルグラン報告」によって明らかにされると思われる。

6) 「ルグラン報告」

ミッテラン政権のサヴァリ (Alain Savary) 国民教育相は、1981~82年度に、教育の全般に亘って数多くの研究委員会⁽⁴⁶⁾を設置し、専門家の検討に依頼した。進路指導の中心となるコレージュの問題に関しては、ルイ・ルグラン (Louis Legrand, ストラスブール・ルイ・パスツール大学教授、元国立教育研究所研究部長) を委員長とする委員会にたいして、1981年11月に諮詢した。

その役割は、コレージュにおける教育の現状、すなわち、政府の優先目的である社会的不平等の改善および学業失敗 (échec scolaire) に対する戦いと共立しない現状について考察することである。その委員会における審議の結果は、1982年12月に、『民主的なコレージュのために』⁽⁴⁷⁾と題する報告書として公にされた。

それによると、委員会は、現状の分析から始めている。すなわち、アビ改革法の適用時に実施された評価と観察の制度について、まずその分析を

始めている。委員会は、つぎのような指摘をしている⁽⁴⁸⁾。既述した部分もあるが、報告書にしたがって、その概略を述べることにしたい。

まず、A)「統一」コレージュは、実現されていない。それは、既存の慣習に基づかっている。すなわち、第5級の終わりに選抜が残っており、そこでは、25%の生徒がコレージュを去っていく。それは、進路指導の操作によって、あるいは、短期の技術教育を受けるためである。もっと深刻なことは、これらの生徒の半分が、職業前教育学級(C.P.P.N.)のような出口のないところで失敗すると言うことである。そして問題なのは、恵まれていない社会階層の生徒であることがもっとも多いことである。

B)もし、小学校の生徒の90%が第6級に入るとして、子どもの間には、獲得した知識や、文化的習慣、学校に対する態度に大きな開きがあり、大きな多様性があらわになっている。

C)アビ改革によって導入された、「異質的学級編成」(hétérogénéité)（学業の水準によって分けるのではなく、混合される）は、教師にとって、それを推進することが出来なくなっている。というのは、大変異なる水準の生徒に適応した教育を行うことの困難さを感じているのである。

D)アビ改革によって課された学級定員24名の基準は、確かに進歩であるが、あまりにも厳格な方法で適用された。それは、作業室や実験室における演習（そのために学級を分割する方法は廃止された）にとって、あまりにも理想的すぎ、結果としてこの基準は教師に一度に極めて多くの学級の世話をさせることになった。

E)芸術的表現活動や、手工教育は、正当に評価されてこなかった。数学やフランス語による選抜的支配があるとしても、それを縮小するには至っていない。

F)フランスの制度は、科目の羅列と教育の唯一の場である「学級での」生徒の組織の上に立っているが、そのことは、学校の中における真の共同的な生活(vie relationnelle véritable)が生まれ、それが存続することを阻んでいる。

G)全国的な教育課程は、あまりにも厳しそう、生徒の必要に適応していないことが多いある。

H)コレージュは、環境、すなわち、両親、都市の制度および労働界から切断されている。これらの間におけるより緊密な関係が、緊要であろうし、このことは特に進路指導の時に重要となる。

I)教師の地位の混合性（異質性）は、学校運営において深い悪の根源になっている。

以上のようなコレージュの現状についての診断を下し、その改革の目的を示している。

すなわち、政府の総合的な政策方針と関連をもつながら、改革は、コレージュの真の民主化を実現することを求めなければならないとしている。具体的には、存続している差別をなくすことであり、「学業失敗」にたいする戦いであり、自治能力の開発であり、生徒の責任感の涵養であり、最後に、国民の教養と資格の水準を引き上げることが重要とされている。しかし、委員会は、コレージュが社会の変革にもたらすことのできる積極的な貢献は、この変革に対する社会の一般的な態度にかかっていることを強調している⁽⁴⁹⁾。

報告者は、同様に、この目的を実現するために乗り越えなければならない矛盾にも気づいている⁽⁵⁰⁾。すなわち、生徒の社会化を容易にするために必要な生徒集団のある種の「異質性」を維持することと、集団的な訓練を容易にするためのより同質的な集団を作りたいという希望との間にある矛盾であり、全国的な水準の教育課程の統一を守ることと、地方の状況に合わせた教育課程の間にある矛盾、必須科目と選択科目の選択、個人的な希望に合わせたものと、基礎教育との間にある矛盾である。このことを考慮して、改革の一般原則は、つぎのように提案されている⁽⁵¹⁾。

A)まず、集団(groupes)の組織に大きな柔軟性を持たせることである。これは、教育の必要に応じて、あるときは同質な、あるときは異質な、あるときは拡大し、また、あるときは制限(縮小)する。これは、今日知られている、「学級」(classe)の分割(éclatement)という方法である。

B)つぎに、環境や、個人の必要に適応した選択的活動の開発である。このために、義務的な教育を放棄するのではない。またこれによって、地方の必要に、全国的な教育課程を適応させることである。

C)さらに、技術活動や表現活動のために、科目間の再均衡をはかることがある。

そして、その具体的な提案を示している。

A)まず、第6級への進学については、つぎのような提言を行っている⁽⁵²⁾。

小学校の修了とコレージュへの進学の間の連続性は、効果的でなければならない。したがって、小学校中級第2学年(CM2)、小学校最終学年)と第6級(中等教育第1学年)の教師間の協議が

強化されなければならない。この二つの教師団や、県視学官、進路指導の責任者、両親（発言権のみ）から構成される進学委員会（commission de passage）は、つぎのような原則を考慮して生徒を審査することにする。すなわち、11歳のすべての生徒は、第6級に進む（読み方に障害があり、一年間、進学が遅らされる者は別である）。他方、12歳に達したすべての生徒は、小学校を必ず去らなければならない、と言う原則である。

B) つぎに、第6級と第5級の組織についてルグラン報告が提案したものは、現在の制度と大きく異なっている⁽⁵³⁾。

a) 「合同学級」（Ensemble）は、基礎的な教育単位となる。これは、「異質的学級編成」であり、80ないし100名からなり、最大104名とする。教育チーム（équipe pédagogique）は、できる限り一貫性を持ったものであり、共同の決定ができるような教授の集合体となる。「合同学級」の調整者となる教授は、その機能を確保する。

b) 「分割学級」（division）は、より制限された約26名から成る集団である。「分割学級」の数は、26名で割った数となる。三つの「分割学級」が「合同学級」（78名）を形成する。これは、例外として、2つもしくは、4つの「分割学級」を合わせることもできる。

c) 生徒の分割（répartition）方法については、学年の始めに、生徒は「合同学級」に、そして、「異質的な分割学級」に（例えば、名前のアルファベット順に）分けられる。「分割学級」は26名ごとに分けられ、作業室や、実験室での授業の場合にはもっと少なく減らされる。最初の一ヶ月は、生徒についての観察の月である。第二か月目から、フランス語と数学が、第二学期から現代語について、「同質的な分割学級」が構成される。しかし、これは、原則として、臨時的である。できの良くない子どもの「分割学級」は、その他の学級より人数を減らさなければならない。フランス語については、2時間（4あるいは5時間のうち）だけが、このような方法で授業が行われる。

三か月毎に、「合同学級」の生徒の発達についての審査が行われる。そして、組織や振分けの変更が行われる。重要なことは、「教育的」（formative）な評価であって、「規範的」（normative）なものではないことである。このような評価は、教育チームを、教育課程や教育方法を生徒に適応させるように導くことができるとしている。

d) 学際間活動（activités interdisciplinaires）について、「合同学級」の教育チームは、毎週半

日を、作業室における学際的活動や、選択に沿った教育課程外の芸術活動に用いることができる。「分野」（secteurs）は、各段階の「合同学級」の幾つかをまとめることにより、定義されよう。これは、学際的な計画の実現や、各水準間の協議を容易にすると考えられる。

C) 第4級および第3級の組織については、つぎのような提案がなされている⁽⁵⁴⁾。第4級および第3級の生徒は、14から16歳の間である。それは、青春期にあたり、学校への拒否と葛藤がある。第5級の終わりに進路指導の段階がある現在の制度は、この現象を悪化させている。というのは、生徒の4分の1は、コレージュから除外されているからである。それらの生徒のうち、あるものは、「職業教育リセ」（L. E. P.）に進んだり、あるいは、長期の教育を受けるのがふさわしくないと判断されたり、また、家族の方で、子どもが一つの職業を修得するのを待ちきれないため、かであろう。職業教育リセにおいて（それぞれの選抜が待ち受けているが）は入ることを拒否され、あるものは、職業前教育学級（C. P. P. N.）に送られる。それは、義務教育の終わりを待つだけで、出口のない道である。

a) 具体的な提案を見ると、まず、第5級終了時の進路指導について、委員会は、上述のような進路指導におけるこの差別に終止符を打ちたいと望んでいる。長期的には、すべての生徒が同じコレージュで教育を受けるようにすべきである。しかし、今すぐ実施することとして、委員会はつきの提案をしている。

①臨時に職業教育リセを存続させる。その存続は、子どもを早く職業生活に近づけたいという親の希望に応えるためである。しかし、職業教育リセへの進学は、個人の意志にのみ基づくべきである。職業教育リセは、それ自身改革されなければならない。すなわち、職業教育リセにおける教育の条件は、コレージュのそれに合わされることになろう。（現在、職業教育リセでは、普通教育については、35名の学級である。）そして、そこでの教授法として、より具体的なものから出発する「帰納的」な教育（工業技術、経済学）が、普通教育（フランス語や数学）と取り組むために用いられことになろう。職業適任証（C. A. P.）への準備は、3年間ではなく4年間へと伸ばされる。これは、時間割りの望ましい軽減を償うための措置である。

②職業前教育学級（C. P. P. N.）を無条件に廃止し、多くの場合、困難はあるが、その生徒を通

常のコレージュに統合することである。これが、実現されるならば、彼らにより柔軟で適応した教育を与えることができよう。

b) 第4級および第3級における教育については、共通教育の科目を設け、他方、一連の選択科目を準備する。

①共通教育（フランス語、数学、現代語、人文科学、自然科学、芸術、総合技術教育 *enseignement polytechnique*、体育）の科目について、その教育組織は、第6級および第5級と同様でよく、数学、現代語の全時間と、フランス語の時間の半分は、「同質的学級編成」で行う。

②選択科目は大きな選択科目群に集められる。古典語（ラテン、ギリシャ語）、現代語、総合技術教育（現在の「重点的工業技術科目 *technologie lourde*」より広い分野）、実験科学あるいは、強化された人文科学、芸術、体育、そして必要ならば、地方語などである。生徒は、これらの選択科目群から多くて二つを選択する。

c) 学業上大きな問題をかかえた生徒については、その生徒たちが第6級および第5級で進歩を示さない限り、かれらを受け入れることは問題を課すことになる。かれらは、必ずや、できの良くない科目的集団に入ることになる。これらの集団は、学級を二分して教育されることになり、各「合同学級」はこのために週4時間が用いられるのである。また、外部へのより広い開放や工場訪問や研修の思想から生まれた「計画の教授法」（*pédagogie du projet*、いわゆるプロジェクト法）は、現状を改善するのに役立つであろう。

d) 特殊教育科（*section d'éducation spécialisée*、S.E.S.）は存続されるが、できる限り、その生徒は、コレージュの全体で行われている共通教育の幾つかに結合されることになろう。

D) ルグラン報告は、時間割りと活動の再均衡化について、つぎのような提案を行っている⁽⁵⁵⁾。

すなわち、現実には科学・技術によって支配された世界と、主として文科的で、抽象的な活動である世界との間には、乖離が存在する。ルグランは、このことを踏まえて、実験活動や真の技術のための活動と、総合技術教育、表現活動（芸術、体育）および科学的選択科目（自然科学、人文科学）間における再均衡化を望んでいる。

a) とりあえず、体育と芸術の現在の時間を効果的にし、その教育のために、作業室や実験室でのグループの大きさを小さくする。

b) 長期的には、抜本的な改革が望まれるとしている。使いうる財源や諸施設などの諸条件から

三つの仮説⁽⁵⁶⁾が立てられているが、その第三のものが、委員会にとって、真の再均衡化にみえるようである。しかし、これは教員の雇用の均衡という重要な修正を必要とするものである。このことを条件として、委員会は、授業時間を50分間の「一続きの時間」（*séquences*、セカーンス）で分けることを提案している。第6級と第5級では、時間は32セカーンスで、合計26時間40分（実際は、27時間）とし、それを8科目に平等なやりかたで、すなわち、4セカーンスずつ、フランス語、数学、現代語、人文科学、自然科学、芸術、総合技術教育（従来の手工教育、技術教育）、体育で分ける。自然科学と総合技術教育では、その3セカーンスは、定員を少なくして行う。フランス語と数学では、その1セカーンスが、必ず、学際的な活動に与えられる。第4級と第3級では、時間は第6と第5級におけると同じ時間の「共通教育」の教育と、選択教育との間で分けられる。各生徒は、それぞれ3セカーンスの2つの選択科目群を選択する。その選択科目群は、ラテン語、ギリシャ語、現代語II、強化現代語I、強化総合技術教育、芸術、体育である。全体で、「共通教育」の26時間40分と選択科目の5時間となる。

E) 具体的な提案として、つぎに、生徒の評価と進路指導について述べている⁽⁵⁷⁾。

今日、生徒の評価は、第5級終了時における進級、留年、あるいは、職業教育リセあるいは職業前教育学級（C.P.P.N.）への進級を決定する主要な目的になっている。

各生徒は、あるがままに取り扱われなくてはならないし、生徒間に多様性が存在するのが普通（normale）であると考えられなければならないという思想から、ルグラン報告は、「コレージュの4年間における、進路指導の手続きの教育的評価」を解離し、否定的な進路指導（orientation négative）のすべてをなくすよう提案している。

ルグランは、生徒の評価は「規範的」（normative）であってはならず、すなわち、生徒を規範との関係で位置づけるのではなく、「教育的」（formative）、すなわち、教育（formation）の過程の中に統合されるべきであるという考えを持っている。評価は、いつどきも、各生徒の学業を教育内容として取り扱っている科目の教育課程との関係で位置づけなければならない。これは、コレージュの4年間を通してである。毎年、全体的な審査が、教育課程の調整と生徒の再編成を決定するために、「合同学級」の段階で行われなければならない。生徒は、個人として取り扱われ、各

科目におけるその成績 (performances) に応じて評価される。生徒は、幾つかの科目において、他の科目よりもより速く進むことができる。第5級における留年や進路指導は廃止され、コレージュの第4年目の終わり(現在の第3級)で、全体的な評価 (bilan) がなされる。この第4学年では、留年することができる。この期を認定するものとして、コレージュ修了証書 (brevet des collèges) が設けられる。これは、コレージュの4年の終了時、あるいは、職業教育リセの型の学校が維持される限り、その第2学年の終了時に授与される。

この第4学年の終わりにおいて初めて、多様化した第2期(現在のリセ)の種々のコースに近づくための選抜の段階が設けられる。コレージュ修了証書は、生徒が位置しているところを良く評価するための教育的な審査になろう。成人は、できるだけ、責任ある個人的な選択に導かれなくてはならないのであって、否定的な決定を受け身的に受け入れるのであってはならない。より良い情報、および自己学習や自己評価のために与えられたより多くの場は、この目的の実現を容易にするだろう。進路指導員と教育チームは、新しい役割を担うことになろう。

F) ルグラン報告は、フランスにおいては新しい「個人指導教師制度」(tutorat) の導入を提案している。

これは、「合同学級」で構成された、新しいコレージュの「主要な機能」となるものである。「個人指導教師」(tuteur, チュトゥール [チューター]) は、少なくとも、一年間は同じ水準(学年の意味において)の、そして、もし可能ならば、異質的な「分割学級」の12から15歳の生徒の世話をする教授である。

チュトゥールは、生徒の勉学の組織や、その時間の管理、効果的な勉強の方法の修得について、生徒の助力を行う。彼は、生徒と学校に関与しているすべての者との間における仲介者である。彼は、両親と会い、学業について生徒と会う。また、彼は、生徒が作成した「学習計画」(projets éducatifs) と「学校の計画」(projet d'établissement) との調整を行う。学年の始め(第6級では、新学年から8週間後までに)にチュートゥールを選ぶのは、生徒である。教授は、自分がこの役割を希望する学年を述べるだけである。従来の「主任教授」(professeur principal) の機能は廃止される。12~15名からなる各グループは、「生徒代表」(délégués-élèves) を選出する。

G) コレージュにおける教育の組織について

は、ルグラン報告は、つぎのような案を提言している⁽⁵⁸⁾。

a) まず、「教育チーム」(équipe pédagogique) という組織の導入である。現在のコレージュにおいて、その成員間には孤立した状態があるが、委員会は、このような状態を改善するものとして、学校組織におけるある種の柔軟性の導入、すなわち、生徒の異質なグループ化、生徒に適応させられた教育課程、多分野間活動などを取り入れることが、必要であるとしているが、このことは、恒久的な協議 (concertation permanente) を不可欠とするために、「教育チーム」の組織の導入が必須であると判断している。これらの「教育チーム」がその役割を果たすのは、「合同学級」の中においてである。「教育チーム」は、「合同学級」の教授と、専門委員 (personnes compétentes) すなわち、進路指導員、ドキュメンタリストなどから成る。学年の始めや、その途中において、生徒の観察に基づき生徒のグループ分けを行うのは、この「教育チーム」である。このチームは、教育課程を生徒の各グループに適応させ、多分野間活動を組織し、また、教育計画 (projets éducatifs) を練る役割を持っている。この協議を行う時間は、生徒と同じように、教授についても、時間割りのなかに組込まれなければならない。

b) 「合同学級委員会」(conseil d'ensemble) は現在の「学級委員会」(conseil de classe) に取って代わるが、その機能は再び定義される。この委員会は、生徒を観察し、学業を評価する役割を持っているが、可能な見習い訓練の最も良い条件の中に彼らを位置づけてやることもその任務である。委員会は、「合同学級」の教授、専門家、からなる。第4学年の終わり、すなわち、進路指導の時点では、父母や生徒の代表がこの委員会の会合に加わる。委員会は、「個人指導教師」のグループと「学校評議会」との取り次ぎ役をする。

c) 「学校評議会」(conseil d'établissement) は、「民主的な審議機関」(instance démocratique) である。そこでは、学校の全体の教育的、および教授上の政策が決定される。この機関は、全体的な計画を吟味し、県や国の監督庁からくる要求や訓令 (instructions) や予算について検討する。「学校評議会」には、学校の種々の成員が、その代表を送る。

d) 「科目ごとの、教育委員会」(conseils d'enseignement, par discipline) は、教育計画や、科目の中における教授法について調整する。

e) 「教育計画」(projets éducatifs)については、教育活動計画(projet d'activité éducative)が奨励されなければならない。広く、生徒の要求に応じ、その必要に応えるように、「教育チーム」によって練られた具体的な計画が重要となる。この計画は、たとえば、科目的組織、学校の中や外における生活の改善(校地や、空間の整備)、学校クラブの活動、都市との関係、あるいは、社会・経済的環境(職業研修)あるいは、文化的(アトリエ、埋蔵文化財の発掘現場)な関係と関連している。ルグラン委員会にとって、計画の教授法(pédagogie du projet)は重要であると考えられている。これは、前述のようにプロジェクト教授法で知られている教授法である。この教授法の重要性は、人間的な行動と獲得した知識とを関連づけ、計画(projet)の立案者の動機(motivation)を引きだすことにある。

H) 新しいコレージュにおける教育や進路指導を担うものとしての教師について、ルグラン委員会は、つぎのように述べている。

a) 「教師の役割」は多様であり、それには講義や実習の形での教育、講義の準備、評価機器や試験の採点を伴った教育の評価、生徒への「個人指導」、進路指導への参加、および生涯教育が含まれている。これらの役割の他に、学校のクラブ(association)の鼓舞や、コレージュの外部におけるクラブとの関係、成人教育などの、自由かつ任意的なものも加えることができよう。

b) 「勤務」(services)については、現在、教授間にある不平等(アグレージュ教授は、週15時間の勤務、以下、セルティフィエ教授は18時間、コレージュ普通教育教授<P. E. G. C.>は21時間、体育教授は22時間、芸術の教授は20時間、そして小学校教諭は24時間である)は、コレージュの中における仕事が同一になった今日、いかなる正当性も持たないことになる。ルグラン報告書は、すべての教授について、同じ基準、すなわち、学校への出勤は22時間とし、その内の16時間は教育へ、3時間は会議や協議へ、3時間は「個人指導」に分けることを提案している。

c) 教師の「能力」(compétences)について、「学者の学問は、教師の科目になりえない」とルグラン報告は述べている。教育する内容に関する知識は、不可欠であるとしても、それだけでは十分ではない。社会学や心理学に関する補充的な養成が、それに伴わなければならぬ。このようにして、ルグラン報告は、教師教育は今後5年間に延長され、心理・教育学的養成が、主要な養成に

統合(決して並列したものではない)されることを示唆している。委員会は、コレージュの教師は比較的多能的(polyvalent)であることが望ましいとしている。このことは、まだ年齢の低い生徒が面と向かわなければならない教師の数を減ずることになろう。この多能性は、現在の「コレージュ普通教育教授」の養成の場合のように、非常に異なった科目を並列することによっては実現できず、主要科目の周辺に「科目的族」(famille de disciplines)を集めることによるのでなければならないだろうと述べている。

I) 以上のように、ルグラン報告の提案の概略を述べてきたが、最後に「改革の方法」について触れておく必要があろう⁽⁵⁹⁾。ルグラン委員会は、改革は、漸進的に実施されるべきであると提案し、つぎのような具体的な措置について述べている。まず、改革を試行したい任意の学校には、優先的な予算が振り分けられることになろう。校長、副校長、そして「教育チーム」は、特別な養成を受けることになる。また、研究の機関が地方段階で設置され、他方各省間委員会は、方針を訂正しながら、行われている研究作業の結論を定期的に引きだすことになろうと述べている。

1983年2月1日に、ルグラン委員会の結論が提出され、国民教育相のアラン・サヴァリは、この報告書に基づくコレージュの改革を提案し、そのために各段階で、関係者への説明と討論を開始することを示した。

サヴァリ文相は、3月21日に、フランスの全コレージュ5000校で最初の、改革に関する「情報の日」(journée d'information)を開催した。サヴァリ文相は、1983年の新学期から学校の任意に基づいて改革を進めるための重点項目として、報告書のうち、「『合同学級』を始めとするコレージュ内部の再組織」「教員の勤務」「教育・学習活動の再均衡」「学校と教員の新しい責任」および「教育内容の再検討」を特に取り上げている⁽⁶⁰⁾。この改革は、実質的には、1984年度から実施され、後述するように1988年度に完成する予定であるが、1983年度から、サヴァリ文相の改革に関する決意表明とそれに基づく通達⁽⁶¹⁾に則ってすでに任意の学校を募って試行が行われている。1983年5月に、「試行学校」(établissements-tests)として、それに応募した学校に対して、改革の意図や内容等に関する説明会が催され、9月の新学期には、150校以上のコレージュが「試行学校」として出發した⁽⁶²⁾。1984年度からは、大学区ごとに、コレージュの最高15%にあたるコレージュ

で斬進的に実施されることになっている⁽⁶³⁾。

なお、フランスでは1984年1月1日から「第9次経済・社会・文化発展計画（1984—1988）」⁽⁶⁴⁾が実施に移されたが、教育関係政策は実施優先策（Programmes prioritaires d'exécution, P.P.E.）において、第1の「先進工業技術と節減による工業の現代化」について第2の優先策に位置付けられている。それは、「青少年の教育および養成の革新の追求」であり、その実現手段を三つの観点から述べている。

1) 教育制度の抜本的革新。このなかで中等教育に関する部分についてその概要を述べると、つぎのような計画が各年斬進的に実施されるものとして企図されている。

a) この計画の終了時までに全コレージュの革新を行う。

b) 技術・職業教育の発展と革新に重点をおき、まったく資格を取得せずに学校を退学する青少年を現在の半分に減らす。計画の期間中に、有資格者の10万名に補充的な養成の可能性を与える。「橋渡し学級」を通して長期教育を受けられるよう、短期教育の生徒に対してその機会が得られるようにするためにその定員を2倍にする。各種の養成者の養成について、その職員の養成研修を計画終了時までに26万週から55万週にする。この計画のために、国民教育省に1万8000名、農業省に1250名の雇用が割り振りされる。

2) 資格取得と社会的統合【就職】のための特定の計画をもった教育制度の構造的改革。

3) 青少年の社会的統合と生活条件の改善。

さらに、これらの優先策を実現していく下位目標（sous-programmes）として、①初等・中等および大学教育における学業の成功条件の改善と学業不振の克服、②技術教育コースの振興と革新による青少年の職業的統合の改善、③職業的・社会的統合、および④社会的統合と青少年の生活条件の改善、の四つが挙げられている。このうち、とくに中等教育に直接関係するのは、最初のものであるが、そこでは「ルグラン報告書」に基づく改革が中心になることが明記されおり、つぎのような具体的な措置が挙げられている。①多様化された教授法（pédagogie différenciée）。すでに述べた「合同学級」の中における学級編成をしている。②技術教育、芸術教育および体育教育のための科目間の再均衡、③より柔軟で多様化された授業時間の新しい組織。このことは、とくに生徒の責任に訴え、また「教育チーム」の大きくなつた役割を引きいれることによって行う。および

④教育的活動の開発（情報活動、アニメーション【活性化】、生徒の鼓舞】、生徒への助言）。

このルグラン報告に基づく改革が完全に実施されると、コレージュにおける教育や進路指導は大きく変わることが予想されるが、それが成功するか否かは、ルグランが述べているように、社会がそれを支持するかどうかにかかっていよう。

7) 「後期中等教育」（リセ）とプロスト報告書
中等教育第二期課程（後期中等教育）は、その前期が一般に進路指導期であるのに対して、進路決定期（cycle de détermination）と呼ばれてきた。この課程は、直接にバカラレア資格試験に関係しており、その改革とも深いかかわりを持っている。戦後の改革のうち、1965年に行われた改革は、長期2期課程のコースを多様にし、幾つかの技術科を導入したばかりでなく、従来の「古典科」、「近代科」を改革した。すなわち、1967年の新学期から哲学、科学・実験、および数学バカラレア資格を、それぞれバカラレア資格A、DおよびCとし、また、管理科学のバカラレア資格をバカラレア資格Bと改革し、それに向かうコースの整備を図った⁽⁶⁵⁾。

バカラレア資格は、多様化して行ったが、その多様化に伴って、各バカラレア資格間の格差や位階制が現れ、それが著しくなった。このために1980年に改革が実施され、コース分岐を遅くすることになった。すなわち、1981年の新学期から、後期中等教育第1年第1年である第2級を、「分化しない第2級」（la seconde indifférenciée）、あるいは、「決定の第2級」（la seconde de détermination）とし、原則として、全生徒に共通の教育を行うこととした。

これによって、後期中等教育の問題がなくなったわけではない。リセは、中等教育コレージュの創設と共に、従来のエリートのための教育機関ではなく、前期中等教育に連続するものとする考えに変わったが、歴史の古いエリート教育機関が急速にその性格を変えるわけではなく、民主化の点を中心として、問題を抱えているのである。

前述のように、サヴァリ文相は、コレージュについてと同じように、リセに関する研究委員会を1981年に発足させた。パリ第1大学の歴史学の教授であるアントワーヌ・プロスト（Antoine Prost）を委員長とする委員会は、審議を重ね、1982年には、2500校に上る第二期課程（リセ）との協議（consultations）を行うなどして、1983年11月24日に、その報告書を公にした。この報告

書は、『21世紀にさしかかったりセおよびそこにおける学習』⁽⁶⁶⁾と題するものであり、一般に「プロスト報告書」と呼ばれている。

この報告書について詳細に述べることは、本稿においてはできないが、その提案の概略を箇条的に紹介しておきたい⁽⁶⁷⁾。

- 1) 学習の学際的結び付きを強化する。
- 2) 教育内容の均衡を図り、それを学習する方法を拡大する。
- 3) 生徒の個人的（個人的あるいはチームによる）学習を奨励する。
- 4) 教育活動を多様化し、時間割り、教育課程および試験を整備する。
- 5) リセを、そこで生活しているリセの生徒のために組織する。
- 6) リセの生徒の学習を見つめ、彼らとともに定期的な評価を行う。
- 7) 教育の隔壁を取り除き、その機能を柔軟化し、職業教育を開発する。
- 8) 大きく分権化された革新の展望のなかで、リセに対して、そのイニシアティヴを開発する手段を与える。
- 9) 一方で、同じ教育を行っているリセ間における協力を発展させ、他方、リセと、国の生活の中心（企業、地方自治体、研究センター、大学、博物館、文化的アニマシオン・センター、音楽学校、美術学校、社会教育団体等）との協力を発展させる。
- 10) すべての教職員に対して、理解、観察および評価方法についての研修を行い、またそれに関する研究を行う。
- 11) 教育機会の地理的不平等を克服し、第二期課程における就学率を全体的に高める。

以上がその提案であるが、「第二期課程の学校における民主化」、「生徒の学習水準」および「リセを国の必要に適応させること」の三つの柱に大きくは、まとめられるようである⁽⁶⁸⁾。

1981年5月に、希望に満ちて発足した社会党ミッテラン政権は、「フランス的」社会主義的政策を進めるなかで、国内的・国際的経済問題や社会政策に苦しめられてきた。プロスト報告書が提出された1983年は、ミッテラン政権にとってますます多事な年になったが、教育問題については、前述のルグラン報告に基づく改革、ジャンテ委員会の答申に基づく「高等教育基本法案」の長期に亘る法制化の努力⁽⁶⁹⁾、そして、翌年1984年3月4日のヴェルサイユにおける80万人デモで最高潮となる、フランス国民を二分した「私学」(école

libre) の国有化問題がくすぶり始めていた。

1984年2月から、少なくとも本稿執筆の8月までは、「私学」問題一色と言ってよく、その間、私学法の改正案の審議段階では、サヴァリ文相はこの問題で辞表を抱えていた。7月17日にモロワ内閣が倒れ、38歳のファビウス (Laurent Fabius, 20-8-1946) 内閣が誕生したが、国民教育相はサヴァリから、ジャン・ピエール・シェヴェーヌマン (Jean-Pierre Chevènement, 9-3-1939, 元研究・工業相) に代わった (1984年7月23日)⁽⁷⁰⁾。その後、プロスト報告書に基づくりせの改革がどのように構想されているか、現在のところ知ることができないが、コレージュにおける進路指導との関係やバカラレア資格の重要な問題を含んでおり今後の成り行きを見守りたい。

(四) 中等教育における進路指導および振分けの手続き

1) 現行の進路指導に関する法制的枠組み

現在のフランスの中等教育における進路指導は、いわゆるアビ法、その施行令、およびその他アビ法以前の法規にもよっている⁽⁷¹⁾。しかし、その組織は、必ずしもすべての学校において法規通りに運用されているとは限らない点があり、その点注意を要するところである。

まず、現行の進路指導についてその基本的枠組みを規定しているのは、いうまでもなくアビ法 (1975) であり、その第9条がそれである。

「進路の決定は、生徒の継続的な観察によって準備される。その決定は、家族による、もしくは生徒が成人の場合は生徒自身の希望に則って、生徒の各人に對てなされる。その決定は、生徒の個人的な性向や、生徒が就くことができる道を考慮に入れる。」

生徒および家族は、進路決定のよりどころとなる生徒の評価の諸要素について知らされる。

不服の手続きが設けられており、それは学外の審査委員会によって結果が評価される試験を含むことができる。」

これに基づいた施行令⁽⁷²⁾は、進路指導についてより詳細な手続きを示している。これを、『ソレイユ教育法令集』(Code soleil) の1983年版における項目にしたがって示すとつぎのようになろう。

A) 家族への情報 就学期間を通して、とくに、第3級において、生徒とその父母は生徒のその後の可能な教育について、およびその就職口、とくに職業的な性格をもつものについての情報を

受ける。コレージュの教職員、および「情報・進路指導センター」(C. I. O.) の職員は、この情報活動に協力する（第15条）。

B) 生徒の観察 コレージュ就学中に、各生徒は継続的な観察の対象となり、このことは教育を生徒の必要によりよく適応させ、その進路指導の準備を行う助けになる。この観察は、教授の責任である。それに、家族によって記載された情報や、教育活動に参加し、生徒をより良く知ることを可能にする職員の意見が付け加えられる。観察は、各期に定められた目標との関係で得られた成績の評価を含むものとする。この結果は、定期的に家族に伝えられる。各学期の終了時に、「教授委員会」(conseil des professeurs) がこれらの観察全体の総合化を行う。それは、生徒の「学習指導要録」(dossier scolaire) に記載され、家族に伝えられる（第16条）。

C) 家族の希望 観察課程の最後の学期に、家族は「主任教授」(professeur principal) について、場合によっては協議の後に、つぎの期で選択しようと考えている一つもしくは複数の選択科目を伝える。同様にして、進路指導期の第2年目に、生徒に対する情報や協議の後、各生徒の家族は、望んでいる進路についての希望を表す。進路の可能性は、進路指導期に受けている教育や活動がどのようなものであれ、また、その組織がどのようなものであれ、すべての生徒にとって同じである（第17条）。

D) 「教授委員会」⁽⁷³⁾の役割 観察および進路指導期の終了時に、「教授委員会」は、家族の希望を考慮し、生徒の今後の学習、あるいは留年についての提案をつくる（第18条）。

E) 「学級委員会」(conseil de classe) の役割 「教授委員会」によって作成された提案は、「学級委員会」によって検討される。その提案は、校長を通して家族に通知される。生徒に関する補足的な情報が、「教育チーム」(équipe éducative) の会合によって収集されることもできる。進路指導期における選択的・補充的科目や活動の選択については、家族が情報を得て、最終的に決定する（第19条）。

F) 異議申し立ての手続き 観察課程終了時、留年の終了時、観察・進路指導期の終了時において、生徒をその後の教育に進路指導する場合、家族がそれに不満である時、家族はつぎの方法を選ぶことができる。①「不服審査委員会」(commission d'appel) に提訴する。この委員会の構成と機能は、教育相によって規定され、そ

の審議は、進路あるいは留年の決定を行う。②その期の終了時に大学区視学官によって組織される試験に生徒を臨ませる。進路あるいは、留年の決定は学外の審査委員会によって評価された試験の結果によって決定される。

進路の提案が家族になされ、その通知を受けた後、2週間以内に異議が通知されなかった場合、家族は進路の提案を承認したものとして考えられる。この場合、明確な受理の場合と同様に、その提案は、進路、もしくは留年の決定となる（第19条）。

G) 進路の決定 校長は上級学年への進級、あるいは留年を通知する。生徒がコレージュを転校するに至った場合、上級学級への進級あるいは留年は、受け入れ学校において上条の第18および19条が適用される（第20条）。

職業前教育学級(C.P.P.N) や職業見習準備学級(C.P.A.)において、2年間の教育を受け、満15歳に達したものは、職業見習に入ることができると⁽⁷⁴⁾。

H) 女子の進路指導 技術教育全体への進学について、男女の差別を一切行ってはならない。情報は、第5級および第3級の生徒に、性の区別なく与えられる。効果的な男女の混合が実現されなければならないし、女子の職業的同化はとくに注意して準備されなければならない⁽⁷⁵⁾。

この他、進路指導の手続きについては、毎年、新学期開始準備のための通達に付随した通牒(note de service, N.S.) が公布されており、その年度の重点施策が示されている。

たとえば、1983年度については、後述するように、生徒・父母と学校との間ににおける「対話」を重視すること、個人的および具体的な方法で情報を生徒に与えること、進路指導の手続きを明らかにし、より近づき易いようにすること、および進級や留年について家族が決定する責任を明確にすることが挙げられている（注71のhの通牒を参照）。

また、1984年度については、できるだけ早く家族と教育チームとの「定期的な対話」(dialogue régulier) を開始すること、生徒の出身学校と受け入れ学校との関係を強化すること（たとえば、小学校最終学年と第6級、コレージュとリセ、リセと大学—この関係において「情報・進路指導センター」と大学に設置されている「大学情報・進路指導室、C.U.I.O.」との連絡は重要である）、科学技術教育への進路指導を強化すること、および、より多くの生徒が高等教育に進学し、そ

ここで教育を受けるように指導することや、生徒が自己の将来について、自分で設計するよう指導することなどが強調されている。ここには、すでに、ルグラン報告書で提案されたことや、前述の「第9次計画」の内容がかなり取り入れられていることが分かる（注71のiの通牒を参照）⁽⁷⁶⁾。

2) 進路指導の手続き

以上に述べた法制的枠組みの中で進路指導の方法は、すべての学年において同様な方法で行われる。

まず、第1学期（9月の始業からクリスマス休暇まで）の間に、進路に関する情報活動が行われる。この情報活動は、学内では進路指導員（conseiller d'orientation）が中心になって行うほか、ほとんどの中等学校に設置されている「資料・情報センター」（C.D.I.）でなされる。学習の進路や職業に関する情報は、「国立教育・職業情報局」（O.N.I.S.E.P.）や「雇用・資格研究センター」（C.E.R.E.Q.）が刊行するものが重要であり、これらの情報による進路指導は、フランスの教育の特徴の一つとなっている。

これらの刊行物の多くは、無料で生徒全員に配付されたり、あるものは有料で販売されている。また、これらの刊行物は、学校の「資料・情報センター」で閲覧できるほか、各通学区にある「情報・進路指導センター」（C.I.O.）、「青少年情報センター」（C.I.J.）においても閲覧や相談が可能であり、また、「父母・教師学校」（E.P.E.）、「家族情報サービス」（S.I.F.）や国防関係、公務員関係などの機関も同様な情報活動を行っている⁽⁷⁷⁾。資料や情報のうち、地方のセンターが出しているものも重要とされている。

以上の「書かれた情報」の他に、職業についての討論会、学校訪問、学校開放日、視聴覚による情報活動などがあり、とくに、職業教育リセ（L.E.P.）などについては、学校訪問や学校開放日を利用することが奨励されている。

第2学期（クリスマス休暇から復活祭まで）の間に、父母は子どもの進路について、「意向と計画」（intentions et projets）を学校側に伝える。これは臨時的な要望であって、これによって拘束はされない。生徒の所見欄には、原則として、生徒自身の要望を書き込む欄が設けられているが、すべての大学区でそうされているわけではない。

第2学期の終了時に、「学級委員会」はこれら「意向と計画」を検討し、生徒の成績と照らし合わせてみる。そして、考えられる進路について

の委員会としての意見を出す。その意見が、「主任教授」もしくは「進路指導員」にとって、現実的でないと思われる時、家族にそのことが伝えられ、家族との「対話」（dialogue）が始められる。この「対話」は、1973年2月12日付け73-129号政令で規定されたものであり、今日、ますます重視されるようになっている。このことは、上述の通りである。1977年度に、第3級終了時の生徒に対する標本抽出調査が行われたが、それによると「対話」によって、父母と「学級委員会」との意見が少しずつ近づいていくことが認められている⁽⁷⁸⁾。これは、当然といえば当然な結果といえよう。進路指導において、いわば、一方的に受諾あるいは拒否が決められる傾向があったのに対して、その対話によって真の意味の進路指導が行われ始められたと言っても過言でないほどの意味を持っていると思われる所以である。

第3学期（復活祭から夏休暇まで）に、父母は最終的な進路選択の要望（choix définitif）を出す。父母は三つの進路を、希望の順位をつけて提出する。

「学級委員会」は、進路についての提案（proposition d'orientation）を出すが、もし、それが家族に受け入れられれば、進路の決定（décision d'orientation）となる。もし、家族側に不満があれば、異議申し立て（appel）ということになる。

1981年度に、いわゆる「自動的な異議申し立て」（appel automatique）の制度が設けられた。しかし、これは、上首尾には機能しなかった。すなわち、とくに、確信なしになされる異議申し立てが多く、「不服審査委員会」（commission d'appel）を麻痺させてしまったのである。そこで、1982年度には、これを廃止し以前の異議申し立て制度に変えた。すなわち、父母は、「学級委員会」が正当な理由を付けて出した最終的な進路勧告を受ける。そして、父母が異議の申し立てをするには、勧告をうけて8日間以内に行わなければならぬ⁽⁷⁹⁾。異議申し立てには、上述のように二つの方法があり、一つは生徒に対する試験であり、同一学校においてただちに行われる。もう一つの方法は、「不服審査委員会」による生徒の学習指導要録の検討・審査である。「不服審査委員会」は、大学区視学官、あるいはその代理—議長を務める—2名のリセ校長、2名のコレージュ校長、4名の教授、「情報・進路指導センター」の所長1名、学校医1名、婦人社会福祉員1名、3名の父母代表の計15名によって構成される。県の就学人口の規模に応じて、一つもしくは複数の委員会が設置

される⁽⁸⁰⁾。

各生徒の学習指導要録は、学級の「主任教授」(もしくは、主任教授がいない職業教育リセの学級や、リセ第1級の学級の場合は、その他の教授)および「進路指導員」によって提出される。父母は、委員会の議長もしくは父母代表の一人に宛てた手紙によって異議の理由を述べる。「不服審査委員会」の決定には、正当な理由がなければならない。父母は、子どもの進路指導に関する要録を教えてくれるよう、大学区視学官に要求できるようになっている⁽⁸¹⁾。

父母の異議が、委員会によって拒否された場合、「対話」が再び開始される。父母は、満足できない進路の提案を受け入れるよりは、留年を選ぶことができる。しかし、それは、子どももがその学年を留年していない場合である。二回同一学年をやり直すことは、禁止されていないが、事例ごとに交渉できることになっている⁽⁸²⁾。

表14は、1982年度における大学区ごとに、異議申し立ての措置を探った割合とその満足率を表したものである。フランス全体で、異議の申し立て率の平均は、6.80%であり、その満足率の平均は、17.8%となっている。

表14 進路指導における異議申し立て
(1982年)

	異議申し立て率	満足率
Reims	3.31 %	27.6 %
Orléans-Tours	3.92 %	21.9 %
Strasbourg	4 %	19.8 %
Amiens	4.18 %	19.05 %
Poitiers	4.33 %	19.9 %
Dijon	4.97 %	19.05 %
Clermont-Ferrand	5.24 %	17.2 %
Limoges	5.36 %	14.6 %
Besançon	5.47 %	15.8 %
Nancy-Metz	5.53 %	15.3 %
Nantes	5.54 %	21.8 %
Lille	5.84 %	17.4 %
Bordeaux	6.25 %	15.2 %
Lyon	6.53 %	19.2 %
Rouen	6.70 %	23.8 %
Antilles-Guyane	6.76 %	10.2 %
全国平均	6.80 %	17.8 %
Montpellier	6.93 %	16.6 %
Caen	7.09 %	21.6 %
Créteil	7.31 %	22.3 %
Toulouse	7.42 %	13.2 %
Grenoble	7.57 %	23.8 %
Rennes	8.15 %	25.8 %
Aix-Marseille	8.78 %	15.3 %
Nice	9.56 %	12.9 %
Paris	11.06 %	13.5 %
Versailles	11.18 %	14.8 %
Corse	12.92 %	13.8 %

(出典) 注66に挙げた *Rapport Prost*, p. 125.

異議申し立ての二つの方法のどちらを探るかによってその成功率が異なることが指摘されている。すなわち、結論から述べると、試験によるよりは、「不服審査委員会」を通す方が成功率が高くなっている。幾つかの例を挙げると、1980年度のカーン大学区では、試験による者は、3.2%であるが、委員会によるものは、33%がその異議申し立てに成功している。オルレアン・ツール大学区では、試験による者、0.67%，委員会による者、16.9%となっている。また、1981年度のパリ大学区では、試験による者、3.7%～6.8%，委員会による者、12.4%～18.4%と、いずれも委員会を通す方が有利な結果が出ている。試験による方法が勧められる唯一の場合は、子どもの学習指導要録が極めて悪く、委員会によって拒否されることが確かな場合である⁽⁸³⁾。

3) 振分 (affectation) の手続き

生徒が、その時在籍している学校には存在しない学級やセクション(コース)に向けられる場合、その生徒の学習指導要録は、「振分委員会」(commission d'affectation) に回される。

「振分委員会」は、大学区視学官を議長として、県段階で開催される。この委員会は、普通教育学校および技術教育学校の双方の校長、進路指導員、教授、および父母代表(1981年から参加)から構成されている。委員会は、父母の要望と「学級委員会」の意見が記載された生徒の学習指導要録を受け、審議する。しかし、上述の1983年度の進路指導に関する通牒には、「もし、受け入れが可能な場合(すなわち、要望が出されている学校およびコースに欠員がある場合)、優先権は家族の要望にある」と謳われている。反対に欠員がない場合、大学区総長は生徒を受け入れさせることも、また、新しいコースを設ける義務もない。それゆえに、父母にたいしては、第2、第3の要望を出させるのである。

生徒の振分の決定は、夏休暇に入る前、1983年度を例にとれば、6月23日までに家族に伝えられなければならない。家族は、振分を受け入れるか否かを、ただちに知らせる必要がある。

「振分委員会」は、「必要な調整を行う」ために、9月にもう一度開催される。家族が子どもの振分けに満足していない場合、家族は、子どもの志望を変えず持ち続けていること、あるいは、そのことを主張していることを、6月末になってすぐ委員会に知らせる必要がある。たとえ、父母が第2希望の振分けを受け入れた場合でも同様であ

る。

重要なことは、進路指導 (orientation) と振分け (affectation) とを混同しないことである。前者は、後者を保障しない。第 1 の進路指導という障害を乗り越えたら、第 2 のもの、すなわち振分けをも乗り越えなければならないのである⁽⁸⁴⁾。

(五) 中等教育における進路指導

つぎに、以上のような進路指導および振分けの手続きを経て、生徒の進路指導が実際どのように行われるのかについて見ることにする⁽⁸⁵⁾。

進路指導が行われない学年、すなわち、第 6 級、第 4 級、3 年制の「職業適任証」(C. A. P.) の第 1 学年、および第 2 学年、2 年制の「職業教育免状」(B. E. P.) の第 1 学年、および 2 年制の「職業適任証」(C. A. P.) の第 1 学年においては、進路変更は行われずに、上級学年へ進むことができる。「学級委員会」は、これらの学年の終了時ににおいて、留年、あるいは進路の変更を生徒あるいは家族に提案できるが、強制はできない。

上に挙げた以外の学年では、したがって進路指導が行われることになる。しかし、「分化しない第 2 級」などの導入によって、第 2 級および第 1 級終了時における進路指導が新しく付け加わっている。

ではつぎに、それぞれの学年における進路指導について見ることにしたい。

1) 第 5 級終了時

可能な進路はつぎの通りである。

A) 職業教育リセの「準備第 4 級」(quatrième préparatoire)。

ここに進んで、「職業適任証」(C. A. P.) によって認定される一つの職業を修得するためには、満 14 歳になっていなければならない。ここにおける教育は、一部普通教育であり、一部職業教育である。

「職業適任証」取得のための第 1 学年および第 2 学年は、今後「準備第 4 級、第 3 級」と呼ばれることになった。この名称変更是、単にそれだけではなく、これらの学年における普通教育の教育課程を、コレージュの第 4、第 3 級の教育課程に近づけるための教育上の再調整と関係している。すなわち、職業教育の時間を割いて、普通教育の時間を増す。割かれた分は、第 3 学年で取り戻されることになる。このようにして、「準備第 4 級」

(C. A. P. 第 1 学年) では、33~36 時間のうち、15~18 時間 (工業科では 15 時間、第三次産業分野

では 18 時間) が普通教育の時間となり、そのうち少なくとも二つの現代語を含むことになった。この現代語は、職業教育リセの工業科では、現在まで、自由選択科目であり不足する場合が多かったのである。

「準備第 3 級」(C. A. P. 第 2 学年) の生徒は、コレージュの第 3 級の生徒と同じように、「コレージュ修了証書」(brevet des collèges) を取得することができる。この修了証書は、年間の成績や学校の所見が記載された生徒の指導要録を検討し、県の審査委員会によって授与される。この修了証書は、従来の「第 1 期課程修了証書」(B. E. P. C.) に匹敵するものであるが、その授与は生徒の指導要録に基づくものであり、試験にはよらない。この「コレージュ修了証書」は、幾つかの行政職の競争試験を受ける資格となっている。

なお、職業教育リセの「第 4 級」への進路は、父母の同意がなければならない。父母が「準備 4 級」への進学を希望しない場合、第 5 級での留年を選ぶことができる。

この国民教育省管轄の短期技術教育と並んで、同じ水準のその他の教育がある。それは、農業省管轄の農業職業教育リセ (L. E. P. A.) であり、そこで「農業職業適任証」(C. A. P. A.) の取得を準備する。

B) 「職業教育修了証書」(certificat d'études professionnelles, C. E. P.) の取得準備。

この証書は廃止の方向にあり、幾つかの職業教育リセにしかそのための学級はない。ここでは、最低 15 歳に達している生徒に、一年間の特定の労働者教育を行う。

C) 「職業前教育学級」(C. P. P. N.)。この学級はコレージュあるいは職業教育リセに付設されている。ここに進学が許可されるのは、その年に 14 歳に達する生徒のみである。この学級は、水準がコレージュもしくは職業教育リセであるが、第 4 級に進むには学業成績が低すぎる生徒を受け入れる。「職業前教育学級」は、一般的知識における欠如を補うような教育と、いろいろな職業への入門を授けることになっている。この学級における 1 年間の教育の後、生徒は「準備第 4 級」(C. A. P. 第 1 学年) に進むか、あるいは前述の「職業教育修了証書」(C. E. P.) の準備をするか、あるいはこの「職業前教育学級」をもう一度やり直すか、もしくは「職業見習準備学級」(C. P. A.) に進む。

ところで、この「職業前教育学級」後の生徒の進路は、この学級がどこに付設されているかによ

って大きく異なることが指摘されている。すなわち、「職業前教育学級」が、職業教育リセに付設されている場合、生徒の80%は、次年度には「準備第4級」に進んでいる。これに対して、もし、この学級がコレージュに付設されている場合、その割合は20%に下がる。

D) 「職業見習準備学級」(C.P.A.)

理論的には、この学級は15歳以上の生徒を受け入れるが、例外として、14歳から受け入れができる。この学級は、すでに一つの職業を選択し、研修生として受け入れられる企業を捜し出した生徒に対して開かれている。研修生は企業との契約が必要である。その契約率は、「職業見習準備学級」がコレージュに付設されている場合、40%であるが、「職業教育リセ」あるいは「職業見習養成センター」(centre de formation d'apprentis, C.F.A.)に付設されている場合は、85%であると報告されている。

「職業見習準備学級」では、生徒はサンドウイッチ式の教育を受ける。すなわち、企業で1週間、学校(コレージュ、職業教育リセ、あるいは職業見習養成センター)で1週間の教育を受ける。この学級の終了時において、もし生徒が16歳であれば、いわゆる職業見習訓練に入ることができる。もし、16歳未満であれば、「職業見習準備学級」をもう1年間やり直さなければならない。

「職業前教育学級」あるいは「職業見習準備学級」への進路は、生徒の両親の同意がなければ決定できないことになっている。

E) コレージュの第4級

コレージュ第4級への進級は、上級学年への通常の進路である。この第4級では、生徒は選択科目についてその選択権をもっている。共通的主要科目に加えて選択必須科目が加わり、つぎの科目から選択する。すなわち、第1強化現代語(週2時間)、あるいは、週3時間の1科目(第2現代語、地方語、ラテン語、ギリシャ語、「工業技術選択科目」、「商業技術選択科目」および「集団サービス業技術および布材製造技術〈飲食品の調理とサービス、衣服業〉」)を選択する。以上の選択科目のうち、最後の二つのものは、漸次、一つの科目、すなわち「経済技術」にとって代わられることになっている。生徒は、第2、第3の自由選択科目を選ぶことができる。それは、選択必須科目でないものから選択する。

第4級における選択科目は、その後の進路決定に大きな力を持っているので、つぎのことを考慮する必要がある。

a) 第2現代語については、1科目を選ぶ。第2級の終了時において第2現代語を履修していない生徒は、第1級A、およびBに進むことはできない。彼らには、第1級SあるいはEしか残されていない。この二つのコースは、科学の科目における良い成績を必要とする。その他は、第1級の技術教育コース(F,G,H)に進むことができる。もし、S科に進んでも、また、あるいは「高等商業学院」(H.E.C.)を受験したいと思う時、第2現代語を履修していないことを残念に思うことになる。

b) 強化現代語は、理論的には成績の高い生徒に向けられているが、実際には、彼らには関心のないものになってしまふ。というのは、第2級において他の生徒と混ざられるからである。すなわち、この現代語科目は、あまり成績は良くないが、動機の明確な生徒や骨折らずに第3級までよじ登ってきたあまり成績の良くない生徒に関心を持たせる結果となっており、それらの生徒と一緒にさせられるからである。

F) 留年。これは「学級委員会」によって提案されるが、父母と意見が一致しない場合、父母は異議申し立てを行う。

2) 第3級終了時

この時点での進路指導は、コレージュ修了時であり、もっとも重要なものである。その進路には、つぎのようなものがある。

A) 実業界に入ること。もし、生徒が16歳であれば就学の義務はない。

B) 職業見習訓練。これに入る最低年齢は、その年に16歳になることである。「職業見習訓練生は養成中にある青少年労働者である」とされ、生徒は、一部は企業の中で、また一部は「職業見習養成センター」で職業を見習う。この訓練は2年間であり、その終了時に「職業適任証」の取得を目指して受験する。生徒は、見習い中に少しの報酬を受ける。その報酬は見習いの開始時と終了時で異なっており、その額は最低賃金(S.M.I.C.)の15~45%である。

C) 競争試験を受験して入所する養成機関。これには、企業の技術学校(フランス電力公社やフランスガス公社の実務労働者学校、フランス国有鉄道見習養成センター、エール・フランス技術学校など)、第二次的医療関係学校(乳幼児教育学校、歯科助手学校など)、商工会議所関係学校、軍事学校やその他の養成機関がある。

D) 「職業教育免状」(brevet d'études pro-

fessionnelles, B.E.P.) の第 1 学年。「職業適任証」と同じように、2 年制であるが、「職業教育免状」の取得は職業教育リセで準備され、労働者あるいは有資格労働者への道が開かれている。この免状は、厳密に限定された分野よりは、同一の職業の広い活動全般について幅広い養成を行う。

「職業適任証」には 250 種類のものがあるのに比べ、「職業教育免状」には約 50 種類しかないのはそのためである。「職業適任証」には、第 3 級を終了した後に進む 2 年制のものがあるが、それは「職業教育免状」よりも限定された職業分野に係わっている。なお、職業教育リセにおける「職業適任証」の取得は、縮小の傾向にある。

その他、「農業職業教育リセ」や「青年農業職業養成センター」(C.F.P.A.J.) では、「農業職業教育免状」(B.E.P.A.) の取得準備が行われている。

E) いわゆる「分化されない、あるいは決定の第 2 級」。この学年はリセに進学したほとんどすべての生徒に共通の教育を行うが、「分化されない」(*indifférenciée*) という表現は、必ずしも正確ではない。というのは、第 2 級進級時の選択科目的選択が、一部分、後の進路を決定するからである。とくに「技術者バカラレア資格」についてはそうであるが、その他についても同様である。選択科目的選択の際、どの第 1 級に進むのか、どのバカラレア資格を目指すのかを知る必要がある。

この級においては、フランス語(5~4 時間)、歴史・地理・公民教育(4~3 時間)、数学(4~3 時間)、物理(3.5~3 時間)、博物(2 時間)、および体育・スポーツ(2 時間)の共通科目に加えて、下記の選択科目群の科目のうち一つを必ず履修しなければならない。

a) いわゆる「第 1 群」の選択科目。これは、工業技術重視の選択科目で、講義や実習で 11 時間である。選択科目として、「工業技術」(バカラレア資格 E を受験するならば必須である)、「科学および実験室技術」、「医療・社会福祉科学」、「応用芸術」および「生物科学・農業技術」(農業リセのみ)がある。これらの選択科目は、長期技術教育を受けていくのに必要であるが、第 1 級、最終級のコースを決定するし、バカラレア資格の種類や「技術者免状」(brevet de technicien, B.T.) 取得コースへの進路を決定する。

b) 「第 2 群」の選択科目。この選択科目には、2.5 時間のラテン語、ギリシャ語、第 2 現代語、「(軽い) 工業技術」、「特別スポーツ活動」、あるいは 4~3 時間の「芸術教育」(音楽、または塑

像芸術)，もしくは 3~2.5 時間の「管理・情報」、「〈大商人〉語学」(ラテン語、ギリシャ語、あるいは第 2 現代語)，あるいは 2~1.5 時間の「タイプ」が準備されている。この第 2 群の選択必須科目に加え、いかなる場合であれ、2~1.5 時間の「経済・社会入門」が加えられる。

農業職業リセでは、この第 2 群の選択科目に、1 時間の「経済・社会入門」、「社会・文化教育」が加わるが、ラテン語、ギリシャ語はない。

以上の第 1 群、第 2 群の選択科目を含め、生徒は自由選択科目を選択することができる。第 2 群の選択科目から、選択必須科目として履修しない場合は、第 2 群から 1 科目、もしくは第 3 現代語(3 時間)、芸術教育(2~1.5 時間の音楽もしくは塑像芸術一もしくはバカラレア資格 A 3 を受験するならば必須科目となる)、手工・技術教育(2~1.5 時間)、あるいは「社会・家族生活準備」(1 時間)を履修する。

農業リセでは、さらには、タイプ、環境学習、自然におけるスポーツ活動、乗馬が自由選択科目として開設されている。

F) 「特殊第 2 級」(seconde spécifique)。この級は、「すべてのものにとって共通の第 2 級」という原則の例外である。技術者バカラレア資格(B.Tn.) の F11(音楽もしくはダンス)をとるもの、また、技術者免状(B.T.)をとるものは、第 2 級段階から、この「特殊第 2 級」に進まなければならぬ。しかし、1981年の新学期についてみると、この学級が設置されているリセは多くなく、第 3 級の 2% にあたる生徒しかこの学級に入ることができず、全国的から生徒を集め結果になっている。

この学級は、技術者バカラレア資格、あるいは技術者免状にしか導かれない。同様に、農業の長期第二期課程の免状の準備をするためには、農業職業教育リセの第 2 級に進まなければならない。

G) 留年。留年は「学級委員会」によって提案されるが、父母がその提案に同意しない場合、父母は異議を申し立てる。

第 2 級および「特殊第 2 級」において注意すべきことは、つきの諸点である。

a) 第 1 群の選択科目「工業技術」と、第 2 群の「工業技術」とを混同しないことである。前者は、技術者バカラレア資格を準備したい生徒のための必須科目であり、後者は職業的な目的を持たない教養的なものである。

b) 第 2 群の選択科目を選ぶすべての生徒に対して必須である「経済・社会入門」科目と、技術

者バカラレア資格Gに向かう生徒に対して、必須ではないが、履修するよう勧められている、より専門化された「管理」とを混同しないことが必要である。

c) 第2群の選択科目のほとんどは、第1級における選択科目と、バカラレア資格の選択をあらかじめ決めてしまう。

d) 第2現代語を放棄しないことが必要である。もし、生徒が選んだ現代語で成功しないならば、「〈大商人〉語学」に代えることも必要であろう。しかし、この科目はどの学校においても開設されているわけではない。

e) 第3現代語を文学系のものは選択する必要がある。そうしなければ、次学年で選択が狹ばめられてしまうことになる。バカラレア資格A1の5時間の数学が生徒に恐怖を与え、また芸術に魅力がないとするならば、A2(語学)しか残っていない。

f) 学級の水準も大きな比重を持っている。第1群の選択科目では、長期技術教育に向かう生徒が多いが、比較的程度が低くなりやすい傾向がある。選択科目「管理」の学級においても程度は低く、この科目は、いずれG科に進む生徒が選択する。第4級におけると同様に、一つ以上の選択科目を選ぶ生徒は、より良い学級に入る機会を持つことになるが、時間割りはそれだけ重くなる。

3) 職業教育リセの「準備第3級」終了時

1983年12月23日付け通牒が進路指導の方法をもっとも変えたのは、この時点における進路指導である。これは、この段階、すなわち「職業適任証」の準備第2学年の終了時に進むべき幾つかの可能性を示すことになった。

A) 「職業適任証」の第3学年への進学。新しい点は、これを父母が要求できることである。もし、職業教育リセが、他の進路(留年、実生活に入ること)を提案した場合でも同様に要求できる。

B) 留年。これは父母の同意がなければさせられない。

C) 「職業教育免状」準備の第1学年。

D) 「技術者バカラレア資格」、バカラレア資格F11および幾つかの「技術者免状」を目的とした「特殊第2級」。

E) 「決定の第2級」。

以上五つの可能性のうち、前者二つの場合、「学級委員会」は父母の選択を確認することしかしない。他の三つの場合には、進路の提案を行う。そ

れに対して、父母は異議を申し立てることができる。第2級に進み、そこで首尾良くいかない生徒は、「職業適任証」を取得するために職業教育リセに戻ることができる。

4) 第2級終了時

「特殊第2級」の生徒は、原則として同じ専門の第1級に進む以外に他の選択はない。もし、生徒がその選択に気が進まないならば、そのことを校長および進路指導員に伝える必要がある。

「分化されない第2級」の導入によって生徒は、つぎの選択の可能性を持つようになった。

A) 第1級、もしくは「職業教育免状」準備の第2学年。後者は、家族の要望がなければその進路に進めないことになっている。

B) 留年。これは「学級委員会」によって要求されるが、家族は、これに不満がある場合、異議を申し立てることになる。

C) 第1級A(文学)。これには三つのコースがある。A1は、週5時間の数学(しかし、第1級Sにおけるよりは易しい水準のもの)と二つの現代語からなり、A2は三つの現代語を必要とし、そしてA3は二つの現代語、4時間の音楽あるいは塑像芸術・建築(第1級で芸術選択科目を履修しておく必要がある)の履修を不可欠としている。語学は、必ず一つの現代語を含むものとする(第6級入学時に選択したもの)。しかし、語学の二つ目、あるいは三つ目は、現代語でも古典語でも良い。

D) 第1級B(経済)。二つの語学、経済・社会科学(4時間)を必要とする。

E) 第1級S(理科)。一つの語学、6時間の数学、および5時間の物理の履修が要求される。

F) 第1級E(数学・技術)。第1級Sと同じであるが、ただ、12時間の「技術学」が加わる。この科は、第2級で「工業技術」重視の選択科目を履修した生徒にのみ開かれている。この科では、また、一つの普通教育科目の選択が重要であるが、これは技術リセで教えられている。

以上に述べた四つの普通教育の科において、生徒は定められた教育課程に加えて、つぎの科目から選択した補完的な選択科目を履修する。すなわち、その選択科目は、ラテン語、ギリシャ語、第2現代語、第3現代語、技術・管理経済、経済・社会科学、音楽教育、塑像芸術、手工・技術教育である。

G) 第1級F。技術リセで教えられているF系には、12の科がある。これらの科では、約20時間

の普通教育に、ほぼ同じ時間の職業教育が加えられており、この生徒は工業部門の技術者バカラレア資格に導かれる。

技術者バカラレア資格は職業免状であり、すぐ就職することができるが、短期の高等技術教育（高度技術者教育科、S.T.S.、および工業技術短期大学部、I.U.T.）などに進学することも可能である。この進学は、国の工業技術振興政策の観点から奨励されており年々増加している。

第1級F1（機械製作）、F2（電気）、F3（電気工学）、F4（土木）、F9（建築技術設備）およびF10（精密工学）は、第2級で「工業技術」選択科目を履修した生徒にしか近づけない。第1級F5（物理）、F6（化学）、F7（生科学）は、「科学・実験室技術」科目を修めた者にのみ開かれている。第1級F8（医療・社会福祉科学）およびF12（塑像芸術）は、同名の選択科目を履修した生徒が進む。第1級F11は、「特殊第2級」からの生徒のみが進むことができる。

第1級F系の全生徒に開設されている補完的な選択科目は、「社会・家族生活準備」、「芸術教育」などである。

H) 第1級G。これはF系と同じであるが、G系は第三次産業部門であり、G1（行政技術）、G2（管理数量技術）およびG3（商業技術）から成っている。三つに共通の科目、すなわち一つの現代語を課す計画がある。G系に進むためには、第2級において、必須ではないが、「管理」を取っておくことが望ましい。その他の選択科目には、第2現代語、「社会・家族生活準備」などがある。

I) 第1級H。この科は技術リセに開設されており、「情報」の技術者バカラレア資格に導く。要求される語学は、英語であり、選択科目は第2現代語、「社会・家族生活準備」などである。

J) 第1級B.T.。これは「技術者免状」(B.T.)に通じる科である。この免状には約50種類あり、ほとんどすべての職業を網羅している。語学は1科目でよい。この科に進むには、「特殊第2級」出身であるか、あるいは選択する専門に対応する「第1群」の選択科目を履修していなければならぬ。多くの「技術者免状」は、複数の専門を含んでいるが、同一学校ですべての専門が開設されているとは限らない。

5) 第1級終了時

第1級A, B, F, G, H および B.T. の終了時においては、原則としてその後の進路の選択はできない。生徒は、上級学年への進級が当然認め

られる。「学級委員会」は、留年を示唆することはできるが、強制はできない。

上述以外の科では、上級学年への進級に際して選択ができる。

A) 第1級Sの修了後に、最終級C（数学・物理）、最終級D（数学・博物）、および最終級D'（農業科学・技術）のいずれかを選択できる。最終級D'の専門は、第2級以後、農業職業教育リセにおいて教育を受けるのが原則であるが、例外として、第1級Sの修了後に受けることができる。以上のいずれの選択の場合でも、「学級委員会」の決定が父母の意見にそぐわない時、父母は異議を申し立てることになる。

B) たとえどの第1級の学年であれ、その終了時点において、生徒が進路変更を可能にする選択科目を履修しておれば、科の変更を要求できる。この変更は、「学級委員会」での検討に付されるが、それに対して父母は、不満の場合、不服を提訴することができる。

すべての最終級においては、第1級で履修した科目と、フランス語を引き続き履修する。それに加えて、最終級AおよびBでは、物理・博物を、また幾つかの最終級F科では哲学を学ぶ。

6) 進路変更のための特別学級一橋渡し (passerelles)

「橋渡し」とは、生徒に適応した教育を行うことによって、長期課程の教育への進級を可能にすることからこのように呼ばれている。この教育への入学は、選抜制であり、生徒の学習指導要録に基づいて決定される。

A) 「特別第2級」(seconde spéciale)。この学級は「職業適任証」(C.A.P.) を取得した後、同じ専門の技術者バカラレア資格の取得準備をする生徒を受け入れる。しかし、募集人数は少なくて、1981年度において見ると、「職業適任証」準備の第3学年の生徒の3%以下である。そして、この「特別第2級」の終了時に退学する者の率は高く、2人に1人の割合になっている。この率が改善される可能性は、「職業適任証」準備の生徒の知識と第2級における知識の水準間における溝ゆえに、あまり考えられないとされている。

B) 「適応の第1級」(première d'adaptation)。この学級は、「職業教育免状」(B.E.P.) の取得者で、同じ専門の技術者バカラレア資格の取得準備をする者に開かれている。この学級への合格率は、1981年度において、8.41%（前年は8.19%）であり大変低い。そして、その内、退学

者は「特別第2級」と同様に2人に1人である。

結論は明らかであり、「橋渡し」は決して神話ではなく、極めて狭いのである。

(六) 中等教育における進路指導の具体的な結果

つぎに、以上において述べた進路指導の手続きや実際の進路の決定を通して、中等教育の生徒がどのような進路を辿っていくのかを、幾つかの統計資料によって具体的に見ることにしたい。

図8は、小学校中級第2学年(小学校第5学年)から、中等教育第二期課程(後期中等教育、リセ)

の最終級(classe terminale、最終学年)にいたる生徒の進路を中心として、その他、職業教育リセなどにおける職業資格の準備学級にどのように進んでいくかを表した図である。1976年度(1976~1977年)の生徒が、進路指導によって、次年度(1977年度、1977~1978年)に、上級学年、あるいはその他の学級に進んだり、あるいは退学や留年した生徒の数を、1976年度の生徒数を母体としてパーセントで示してある。生徒の実数は図が複雑になることから省略し、かつ1%に満たない生徒の進路も同様な理由で割愛している。

なお、1%以下のものを含め、生徒の進路をす

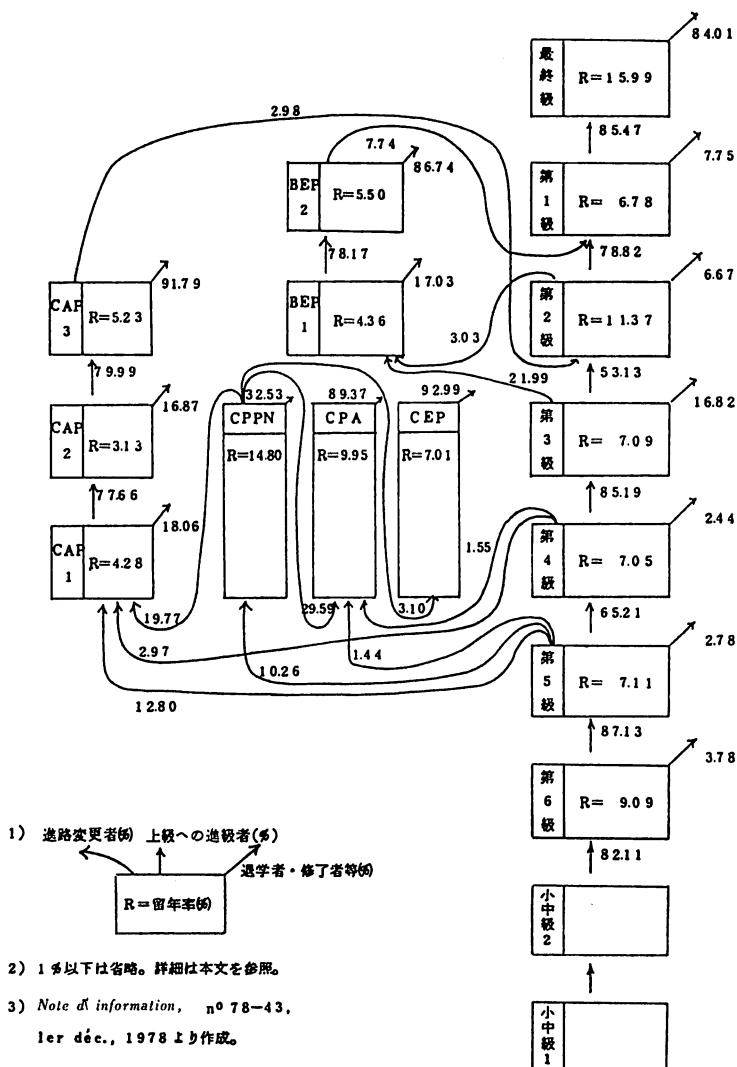


図8 中等教育における生徒の進路(公立、1976年度~1977年度)

- べて挙げるところのようになる。進路のうち枠で囲んだものが、図8に表されている進路である。
- A) 小学校中級第2学年→第6級, 第5級, 第4級, 第3級, C.P.P.N., C.P.A., C.E.P.
 - B) 第6級→第6級留年, 第5級, 退学等
 - C) 第5級→第5級留年, 第4級, C.A.P.1, C.A.P.2, C.A.P.3, C.P.P.N., C.P.A., C.E.P., 退学等
 - D) 第4級→第4級留年, 第3級, C.A.P.1, C.A.P.2, C.A.P.3, C.P.P.N., C.P.A., C.E.P., 退学等
 - E) 第3級→第3級留年, 第2級, B.E.P.1, C.A.P.1, C.A.P.2, C.A.P.3, C.P.P.N., C.P.A., C.E.P., 退学・修了等
 - F) 第2級→第2級留年, 第1級, B.E.P.1, B.E.P.2, 退学等
 - G) 第1級→第1級留年, 最終級, 退学等
 - H) 最終級→最終級留年, 修了・退学等
 - I) C.A.P.1→C.A.P.1留年, C.A.P.2, 退学等
 - J) C.A.P.2→C.A.P.2留年, C.A.P.3, 退学等
 - K) C.A.P.3→C.A.P.3留年, 第2級, 修了・退学等
 - L) B.E.P.1→B.E.P.1留年, B.E.P.2, 第2級, 第1級, 退学等
 - M) B.E.P.2→B.E.P.2留年, 第1級, 最終級, 修了・退学等
 - N) C.P.P.N.→C.P.P.N.留年, C.P.A., C.E.P., C.A.P.1, C.A.P.2, C.A.P.3, 修了・退学等
 - O) C.P.A.→C.P.A.留年, C.A.P.1, C.A.P.2, C.A.P.3, 修了・退学等
 - P) C.E.P.→C.E.P.留年, 修了・退学等

図8から読みとることはつぎの通りである。

①第5級終了時における進路指導で、留年者を除いても、27%強の生徒がコレージュを去っていること。主要な進路は第4級であるが、その他「職業適任証」(C.A.P.) の第1学年(「準備第4級」と、「職業前教育学級」(C.P.P.N.) である。

②第3級終了時においては、第2級への進級について、「職業教育免状」(B.E.P.) の第1学年への進路が多い。なお、修了・退学者等が16.82%と高くなっているのは、コレージュ修了証書を取得したり、あるいは職業見習訓練に進む者があるからである。

③各学年および学級とも、留年率が平均7%強であることである。ルグラン報告書は、コレージュ段階における留年をなくす努力をするよう勧告しており、今後の成り行きが注目される。

なお、図8でみる生徒の進路を、1973年度～1974年度の場合⁽⁶⁶⁾と比較してみると、多くの点において顕著な差はないが、異なっている点だけを挙げるとつぎのようになる。

①1973年度～1974年度では、小学校中級1学年から第6級に直接進級するいわゆる飛級が3.21%みられるが、1976年度～1977年度の場合には見られない。反対に、1976年度～1977年度の場合は、小学校中級2学年から、わずかではあるが、第5級、第4級、第3級への飛級がみられる。

②1973年度～1974年度の進路ではみられたもののうち、1976年度～1977年度においてはみられない進路がある。それは、第1級→B.E.P.1, B.E.P.2, またB.E.P.2→C.A.P.1, C.A.P.2, およびC.P.P.N.→第4級、第3級への進路である。反対に、1973年度～1974年度には存在しなくて、1976年度～1977年度にみられる進路として、C.P.P.N.→C.P.A.が挙げられる。しかもこの進路は、かなり大きな進路の変更となっている(29.59%)。また、C.P.P.N.からC.E.P.への進路も3.10%と大きく増加している。

③各学年および学級における留年率については、C.P.P.N., C.P.A., およびC.E.P.を除いてほとんど変化は認められない。この三つの学級の留年率について、1976年度～1977年度のものは図に表されているとおりであるが、1973年度～1974年度についてそれぞれについて、列挙すると8.94%, 12.36%および5.36%となっている。

図8は、つぎの図9の作成方法によって統計資料より作成したものである。図9は、リセ以上の学年に絞って、1981年度～1982年度における生徒の進路を表したものである。この図では、普通教育コース(A, B, C, D, E)と技術教育コース(B.T., B.Tn.)に分けられており、その分野における進路の変更も知ることができる。

さらに表15および16は、中等教育の長期および短期(技術)教育における生徒の進路を追跡した調査である。この調査は、1972年度、すなわち19

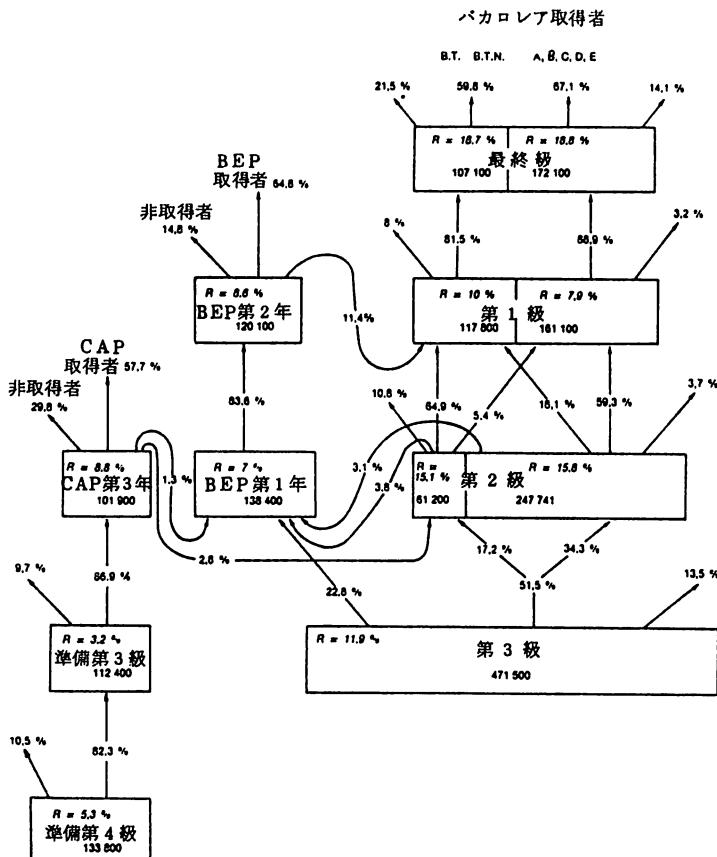


図9 リセ（長期第二期課程）における生徒の進路
(1981年度～1982年度)

(注) 1) 図の読み方は、図8と同じ。
行先のない矢印は、退学者・修了者（職業見習訓練に進んだものを含む）の率。

2) 1%以下の流れは省略。
(出典) 注66に挙げた *Rapport Prost*, p. 43.

72年の9月の新学期に第6級および特殊教育科(S.E.S.)に進学した全生徒の約60分の1にあたる1万3,941名を対象に、その後の進路を追跡したものであり⁽⁸⁷⁾、ここに掲載した二つの表は、その結果の1976年度から1979年度にわたる分を示している。

二つの表について概略的にその留意点を引き出せばつきのようになろう⁽⁸⁸⁾。

①1976年度において、標本の生徒全体の31.2%は第二期課程の短期職業教育および職業見習訓練を受けている。その半分強は3年制の「職業適任証」(C.A.P.)の取得準備をしており、2年制の「職業教育免状」(B.E.P.)もしくは「職業適

任証」取得の準備を行っている生徒は、短期職業教育を受けているものの28.9%である。

②1977年度は、1972年度以来一度も留年していない生徒にとって、「職業教育免状」の受験準備の年にあたるが、「職業教育免状」の第1学年と第2学年はほぼ同じ例合になっている（それぞれ、6.7%と7.1%）。生徒の8.2%は「職業適任証」の準備をしており、そのほとんどはその3年目にいる。全体として、標本の28.1%が、短期の職業教育をうけていることになる。

③1978年度は、追跡調査の6年目になるが、1972年度以来一度も留年していかなければ、この年に生徒は最終級に達していることになる。この段階

表15 生徒の進路追跡調査（13,941名）短期第二期課程（公立+私立）

	1976-1977 n = 4		1977-1978 n = 5		1978-1979 n = 6		1979-1980 n = 7	
	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%
第一期課程 (内第3級)	2 657 (2 566)	19.1 (18.4)	135 (134)	1.0 (1.0)	1 (1)	€ (€)		
CPA (LEP及びCFA) CAP (CFA)(1)	82 249	0.6 1.8	6 372	€ 2.7	184	1.3		
CAP 第1学年 第2学年 第3学年 計	338 879 1 002 2 219	2.4 6.3 7.2 15.9	98 247 796 1 141	0.7 1.8 5.7 8.2	25 82 176 283	0.2 0.6 1.3 2.0	7 67 41 115	€ 0.5 0.3 0.8
BEP (2) 第1学年 第2学年 計	1 256 1 256	9.0 9.0	940 991	6.7 7.1	187 875	1.3 6.3	223 28	1.6 0.2
CAPA, BEPA(3)	384	2.8	340	2.4	141	1.0	28	0.2
その他の就学(4)	154	1.1	124	0.9	98	0.7	63	0.4
短期技術教育全体	4 344	31.2	3 914	28.1	1 768	12.7	457	3.3
長期第二期課程全体	3 914	28.1	4 900	35.1	4 646	33.3	2 404	17.2
退学者（累計） (内その年度分)	2 527 (1 924)	18.1 (13.8)	4 343 (1 816)	31.2 (13.0)	6 687 (2 344)	48.0 (16.8)	10 110 (3 423)(6)	72.5 (24.6)
追跡不可者（累計） (内その年度分)(5)	499 (116)	3.6 (0.8)	649 (150)	4.7 (1.1)	839 (190)	6.0 (1.4)	970 (131)	6.9 (0.9)
総 計 (7)	13 941	100.0	13 941	100.0	13 941	100.0	13 941	100.0

- (注) (1) 職業見習訓練センター。
 (2) 2年制のB. E. P. および C. A. P.
 (3) 農業 C. A. P. および農業 B. E. P.
 (4) 教育省あるいは農業省管轄以外の学校。
 (5) 行方不明、出国、追跡不可、死亡および56名の生徒は誤って標本に入れられた。
 (6) これらの生徒の一部はバカラレア資格取得後の教育を受けているが、これ以上追跡できない。
 (7) 第6級の留年者として標本に入れられた1,371名を含む。その10.4%は1978年度に最終級に到達することになる。

(出典) Note d' information, n° 81-09, 2 mars 1981.

で、長期第二期に在籍している生徒は、標本1万3,491名の33.3%であるが、そのうち、18.6%が最終級に在籍している（このうち、バカラレア資格試験の合格率の平均から算出すると、13%がバカラレア資格に合格することが予測される）。その他、12.9%は1年下の第1級に、また1.8%は2年下の第2級に在籍している。なお、この年度において、12.7%は短期の職業教育の第二期課程で学習を続けている。

④1979年度についてみると、長期第二期課程に

まだ17.2%が残っている。そして、約10%は1年遅れて最終級に達し、4.5%はバカラレア資格試験に失敗して最終級で留年し、また2.8%は2~3年遅れて、第1級、第2級に留まっている。バカラレア資格の種類ごとによる生徒数およびその率は、表16でみるとおりである。

(七) おわりに—結論と問題点

フランスにおける進路指導は、後述するようにその現実においては理念と乖離していることも事

表16 生徒の進路追跡調査（13,941名）長期第一期および第二期課程（公立＋私立）

	1976-1977 n = 4		1977-1978 n = 5		1978-1979 n = 6		1979-1980 n = 7	
	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%
第5級	1	€						
第4級	90	0.6	1	€				
第3級	2 179	15.6	115	0.8	1	€		
調整学級	387	2.8	17	0.1				
特別学級			2	€				
計	2 565	18.4	134	1.0	1	€		
第一期課程計	2 657	19.1	135	1.0	1	€		
第2級								
A	584	4.2	259	1.9	45	0.3	1	€
AB	1 127	8.1	598	4.3	66	0.5	4	€
C	1 492	10.7	597	4.3	55	0.4	1	€
T	591	4.2	364	2.6	49	0.4	1	€
BT およびI	53	0.4	27	0.2	9	0.1	10	0.1
特別学級			26	0.2	15	0.1		
農業教育	67	0.5	45	0.3	10	0.1		
計	3 914	28.1	1 916	13.7	249	1.8	17	0.1
第1級								
A			500	3.6	271	1.9	54	0.4
B			459	3.3	232	1.7	37	0.3
C			589	4.2	194	1.4	24	0.2
D			441	3.2	307	2.2	63	0.5
E			94	0.7	53	0.4	7	0.1
F			304	2.2	239	1.7	56	0.4
G			481	3.5	369	2.6	80	0.6
H			6	€	3	€	1	€
BT およびI			54	0.4	42	0.3	15	0.1
適応学級			2	€	37	0.3	25	0.2
農業教育			45	0.3	54	0.4	18	0.1
D			9	0.1				
計			2 984	21.4	1 801	12.9	380	2.7
最終級								
A					475	3.4	320	2.3
B					398	2.9	269	1.9
C					430	3.1	211	1.5
D					469	3.4	421	3.0
E					73	0.5	60	0.4
F					253	1.8	242	1.7
G					398	2.9	382	2.7
H					5	€	2	€
BT およびI					50	0.4	43	0.3
農業教育					45	0.3	57	0.4
計					2 596	18.6	2 007	14.4
長期第二期課程	3 914	28.1	4 900	35.1	4 646	33.3	2 404	17.2
短期第二期課程およびその他	4 344	31.2	3 914	28.1	1 768	12.7	457	3.3
退学者・追跡不可者（累計）(2)	3 026	21.7	4 992	35.8	7 526	54.0	11 080(1)	79.5
総計(3)	13 941	100.0	13 941	100.0	13 941	100.0	13 941	100.0

(注) (1) 高等教育に進学するバカロレア資格取得者を含む。

(2) 詳細は表15。

(3) 第6級で留年した1,371名を含む。その10.4%は、1978年度に最終級に達する予定。

(出典) Note d'information, n° 81-09, op. cit.

実であるが、前述のように、選抜において落ちたものにも、個性をのばす機会を与えることを理念として実施されてきたし、この点注目すべき制度といえよう。

しかし、進路指導に関しては、賞賛と同時に、同じくらいの批判や反対がなされていることもまた事実である。

ここに、少し古いが進路指導について調査した

一つの結果がある。それは、「フランス世論調査協会」(S.O.F.R.E.S.)が1976年3月に行ったものである。これによると、『様々なコースに子どもを振り分ける現行の進路指導のシステムをよいと思うか』に対し、39%が“はい”と答えた。だが、『強制すぎて、しかも子どものすべての可能性を考慮していないと思いますか』には、47%が“はい”と答えている。学校がよく機能していないと考えている者は52%もいた⁽⁹⁰⁾。

生徒の観察や学業の結果に基づいて合理的に進路指導が行われているというが、実際は、成績による選抜であるとか、「玉突き」の玉のように生徒が取り扱われているとか、いうような批判があるが、上述の調査結果はそのような考え方を反映していると言えよう。

また、生徒の文化的・経済・社会的出身を無視したものであるとか、正当な手続きを経た労働者の選別であるとかの批判がなされている。これらの批判は社会学者のブルデュ (Pierre Bourdieu)、パスロン (Jean-Claude Passeron)⁽⁹⁰⁾ やアルチュセール派のボーデュロ (Christian Baudelot) およびエスタブレ (Roger Establet)⁽⁹¹⁾ などによるものであり、進路指導を含めた教育制度全体に亘っており、深く立ち入ることはできないが、後で若干触れるつもりである。

さらに、生徒の振分け（配置）には、フランスでいう、いわゆるシステム・デ (systeme D) という日本のコネに似た方法が幅をきかせていると語るフランス人教師もいる。

そこで、まず、進路指導制度に関する具体的な機関を取り上げ、その問題点を明らかにしたい。「教授委員会」や「学級委員会」は、生徒の進路について勧告を行うもっとも重要な機関である。筆者は、1977年から1979年にかけて、数校のコレージュやリセにおいて、実際に、これらの委員会を約10回ほど傍聴する機会を得た。生徒の成績が高いわゆる有名校であったためか、問題になるような事例には遭遇せず、むしろ、20名近い担当教師や専門員が一人ひとりの生徒に時間をかけて成績などを検討し、提案する進路について討論し、判定を行うのに敬意を感じたものである。

しかし、もっぱら数学や現代語（外国語）の成績によって、進路やバカラレア資格の種類、ひいてはその後の進路が決定されてしまうことや、家族との関係で、家族の要望があまり聞き入れられないなどの問題点を指摘する人や教師がいる。父母の意見を重視するように勧告されているのは、前述のとおりである。

進路指導における「学級委員会」の果たす役割は極めて重要であり、その問題点を指摘した著作等も数多く出されている。そのうち、Boumar, Patrick の *Un conseil de classes très ordinaire, Témoigner/Stock*, 1978, 264pp. は、「学級委員会」での審議を録音して、それを分析した著作であり、刊行されると大きな反響を生んだ。ここでその内容に立ち入ることはできないが、その他、「学級委員会」については注目すべき文献が幾つか出されている⁽⁹²⁾。

つぎに問題になるのは、「進路指導員」(conseiller d'orientation) である。進路指導において重要な活動をするのは、常時生徒に接する教師であるが、とくにコレージュの教師は、職業や技術教授について精通していないといわれている。

そこで、重要になってくるのが、専門的養成を受け資格を取得した「進路指導員」である。しかし、指導員の数は生徒600人に1人の割合といわれており、「進路指導員」はコレージュにおいて、常時指導室にいるわけではないし、職業教育リセではほとんど不在という⁽⁹³⁾。また、あるリセでは、週に半日しかいないと報告されている⁽⁹⁴⁾。

これらの報告は、各学校における個々の事例であろうが、「進路指導員」について、その全国的な数を表したのが、表17である。これによると、フランス本国だけでも、指導員1人あたりの生徒数は1,169名になるし、フランス全体では1,178名になる。これでは、十分な指導ができないわけで、より多くの「進路指導員」の養成計画とその実施がなされなくてはならないことになる。

生徒が進路の選択に際して参考にするのは、資料である。この資料・情報は、前述した「国立教育・職業情報局」や「雇用・資格研究センター」および国民教育省大学局情報部が、生徒に対して極めて多種の書かれた資料を無料、有料で配布している。これに加えて、日本のそれには比べものにならないが、私的な企業、たとえば生徒や学生向けの分かり易い学習や職業に関する案内書や情報を提供し急成長している「学生世代グループ」(Groupe Etudiant Génération) 社の一連の出版物である『学生資料』(Les dossiers de l'Etudiant) などがある。

このような資料や情報に基づいて、個人の自由の範囲で自己の進路を決めていくのがフランスの進路指導政策である。

フランスは自由主義国の中にある、混合經濟を採っている国であり、前述のようにジスカル・デスタン・バール政権と異なって計画改革法

表17 大学区ごとの「進路指導員」数
(1982年9月1日現在)

	生徒数 (1981-1982) コレージュ(1) L.E.Q.T.-L.E.P.	正味の 雇用数 (2)	正味の 受け持 ち数
AIX-MARSEILLE.....	181 121	153	1 183
AMIENS	144 350	130	1 110
BESANCON	91 381	75,5	1 210
BORDEAUX	189 033	161,5	1 170
CAEN	99 375	91,5	1 086
CLERMONT-FERRAND	89 739	76	1 180
CORSE	18 154	18	1 008
CRETEIL	270 289	230,5	1 172
DIJON	127 864	108	1 183
GRENOBLE	186 150	149,5	1 245
LILLE	311 159	263,5	1 180
LIMOGES	55 179	45	1 226
LYON	186 500	155,5	1 199
MONTPELLIER	141 811	118,5	1 196
NANCY-METZ	195 409	179	1 091
NANTES	169 692	147	1 154
NICE	107 757	91,5	1 177
ORLEANS-TOURS	168 692	143	1 179
PARIS	112 049	102	1 908
POITIERS	115 554	104	1 111
REIMS	110 694	101	1 095
RENNES	152 669	127	1 202
ROUEN	137 912	119	1 158
STRASBOURG	127 519	110	1 159
TOULOUSE	165 392	141,5	1 168
VERSAILLES	349 811	284,5	1 229
本国全体	4 005 255	3 425,5	1 169
RÉUNION	61 994	40,5	1 530
ANTILLES-GUYANE ..	94 155	64	1 471
計	4 161 404	3 530	1 178

- (注) (1) C. P. P. N., C. P. A. および S. E. S. を含む。
 (2) 雇用総数から、大学あるいは進路指導行政によって使用されている雇用数を減じたもの。
 (3) L. E. G. T. 普通教育・技術教育リセ
 L. E. P. 職業教育リセ
 (出典) 注66に挙げた *Rapport Prost*, p. 124. から作成。

を制定し、1984年からは新しく「第九次経済・社会・文化計画」(1984—1988)に入った。しかし、ソ連などの社会主義国における計画経済（実際は、その通り実施され予期した結果を生むとは限らないことが明白になってきており、その点、自由主義国の経済計画との区別が困難になっているが）や元来の自由主義国における経済計画とも異なり、まさにフランス的としか表現しようがないものとなっている。

それは、戦後の復興を目指した第一次計画、いわゆるモネ (Jean Monnet, 9.11.34—16.3.79) 計画すでにフランス的な方針が出されており、

この度の計画改革法もそれに基づいているのである⁽⁹⁵⁾。

モネの計画原理は、国家が上から指導する計画経済の方法ではなく、経済の復興を人間的努力にかけたのである。これは、フランスの人間の発展進歩を信頼する、換言すればラブレーなどの人間謡歌にみられるユマニズムに基づくものである。したがって、基本的には人間の自由を信頼している国である（それゆえに、不平等が最も大きな国でもあるのだが）。

進路指導の理念的基盤となっているフランスにおける自由について、その具体的な例を挙げるならば、交通規則にその典型が見られよう。すなわち、まず車検制度はない。それは、自分が乗る車の安全は個人の自由で守るという考え方、換言すれば自己の責任の範囲で保守することが期待されているのである。

また、1973年の石油ショックによるエネルギー節減や第三者への傷害を考慮に入れて、車の速度制限（1974年11月6日付け）が行われ、また社会問題となっているアルコール中毒撲滅の一環としてその交通事故への影響のために飲酒運転の規制の強化（1978年7月12日付け）が行われたが、これは国家の、個人の自由にたいする侵害であるという議論がなされるくらいの国である⁽⁹⁶⁾。自己の命については、自己の自由であり、責任であるという考えが定着している。自由の現実的な概念については、日本における考え方とフランスにおけるそれとには大きな違いがあることを想起しなければならない。

これにたいして、進路指導は、このような自由の原則に矛盾するように思われるし、決してそれを否定できないような点があるが、やはり進路の決定は個人の自由に基づくものであることにはなんら変わりはない。したがって、進路指導は、生徒個人が情報を集め、読み、考え、それによって決定するという、個人の自由に任せた政策 (politique volontariste) を採っている。その自由を行使するためのより所としての、情報の内容と量の問題になってくるが、現在の状態でも、情報量が少ないと、普及していないこと、情報の内容が現実性を欠いていることなどの指摘がなされている⁽⁹⁷⁾。

そこで、この情報や知識のばらつきについて見られるような、生徒の社会的、経済的、文化的出身の問題が浮かび上がってくるのである。この点に社会学者は焦点を合わせ研究を行っており、その成果には著しいものがある。社会構造の法則性

を追究するための研究対象として、今日、教育や教育制度は社会学者や経済学者にとってこの上もない研究分野となっているが、とくに、社会学にとって、教育や教育制度はその専門領域のような感さえ受ける。

社会構造の法則性の探求は社会諸科学の基本的研究主題であり、これまで多くの理論やシステム論が明らかにされてきた。そのような理論に基づいて社会を理解し、またその政策的応用として、それに基づいた経済・社会政策が構想されてきたのであり、その過程は社会科学の歴史ととらえることができる。

ここで、一世を風靡してきたパーソンズの社会理論をフランスに当てはめて考察してみたい。ダニエル・ベルは、「パーソンズの社会体系はあまりにも形式的であることが判明した。それはきわめて包括的な概念図式であって、分析の語彙を与えてくれるが、元々それ自身が経験的ないしは歴史的現実から離れて孤立し、現実へ再び戻る地点を示してくれない」⁽⁹⁸⁾と述べている。パーソンズの理論は、社会が不变であり、一定期間継続されていなければその妥当性を失うが、この点から考えるとフランス社会は、全体として旧態依然としながらも、個人の段階では、自由を基盤とした社会であり、実にとらえがたいものがある。アングロ・サクソン的な把握は不可能に近いと言っても過言ではあるまい。

「人体の細胞の数はおよそ 10^{15} 個から 10^{16} 個あたりである。中枢神経系の神経細胞の数は約100億である。ジョン・フォン・ノイマンが述べているように、『これほどまでに複雑なシステムについては、われわれはまったく過去に経験をもっていない。』われわれがそのような複雑さを征服できるかどうか、それはまだ定かでない」⁽⁹⁹⁾とダニエル・ベルは「計量経済モデルの限界」の項のなかで書いているが、このことがもっとも良く当てはまる社会の一つはフランスと思われる。そのような個人が、その自由を基盤に国家を形成しているのである。

ある国は何千万人、何億人の人口がいるとしばしば、表現されるのにたいして、フランスについては、フランスは約5千万人に「分かれている」という表現がなされる。これは、「フランス人の理想は一人一党」⁽¹⁰⁰⁾という言葉とともに、フランス人の個人主義を良く表している。

このような個人主義的な社会において、マルクス主義の新しい解釈をうちだしたフランス人であるアルチュセール (Louis Althusser) の「国家

のイデオロギー装置」(appareils idéologiques d'Etat, A.I.E.) 論⁽¹⁰¹⁾は、フランスにおいてはとくにあてはまらないようと思われる。アルチュセールは、「構造的因果関係 (causalité structurelle) を提唱することによって、イデオロギーの相対的な自立性を認めるとともに、構造主義に対して経済による最終審級での決定という考え方をもちこんだ」⁽¹⁰²⁾。

アルチュセールはつぎのように述べている。すなわち、「國家のイデオロギー装置は、いかなるものであれすべて同じ結果一生産関係、すなわち資本主義的搾取の諸関係の再生産一をめざして協調する」⁽¹⁰³⁾と述べている。國家の抑圧装置とは区別されているこの「國家のイデオロギー装置」論は、パーソンズの社会理論と同じく、静止した社会のとらえかたであり、個人の行為をいわば無視していることから多くの批評を受けることになる。フランスは、繰り返すが、自由に裏打ちされた個人的行為の社会である。

同様に、アルチュセールの理論に基づくボードウロやエスタブレの教育や教育制度の分析についても、同調する者が少くないが、決してその分析の普遍性が認められているわけではないことは確かである。

社会のあらゆる機構が経済一生産関係をめざしての國家のイデオロギー装置によって支配されるという考えに対して、領域は教育に絞られるが、とくにその教育と社会移動という主題に関して、その支配要因を家族の「文化的資本」として分析したのが、社会学者のブルデュおよびパスロンである（注90を参照）。

二人によると民衆階級の子どもも、すでに出发点で大学で普及されている知識から遠ざけられていると言うのである。その知識は、教育によって獲得されると思われているが、じつは決して教えられない。だから、かれらは試験をうける以前から敗者なのである。大学の試験は、レトリックや洗練された言語慣行を高く評価するが、民衆階級の子どももはそのようなものには無知であるか、民衆階級に固有にある「文化」ゆえにうまく身につけられない。それゆえ、この特權的な資質を欠いているゆえに、民衆階級出の子どもたちは、教育の場でサングションされる⁽¹⁰⁴⁾。

ブルデュとパスロンは、フランス社会の不平等構造の温存と持続を可能としてきたメカニズムの一環としての教育体系を告発し、度重なる教育改革にもかかわらず容易に変化しない社会構造の基本的要件への注目を喚起したのである⁽¹⁰⁵⁾。

このようにして、二人の社会学者は、教育と社会移動という問題、すなわち進路指導を包含した教育制度の分析を完璧に行ったと考えられたのである。

そこに、ブードン (Raymond Boudon) の『機会の不平等』⁽¹⁰⁶⁾ が刊行されることになる。ブードンは、ブルデュが機会の不平等は文化的資本によるとしたのに対して、経済計算の結果として現れると想定するのである。その結果は、アングロ・サクソン諸国やスカンディナヴィア諸国における研究によって明らかにされていたことであるが⁽¹⁰⁷⁾、結論からいうと、教育機会の均等化が社会移動にたいして顕著な効果をもたらさないということである⁽¹⁰⁸⁾。

本稿は不平等研究を主題としたものではないので詳しくその結果について論評できないが、ここで問題にしたいのは、その要因である。ブードンはその要因を、その後の著作⁽¹⁰⁹⁾ で詳細に分析しているが、それは、様々な欲求や目的をもつ個人間における「相互依存体系」(systèmes d'interdépendance) によるものであり、そのような体系から「思われざる効果」(effets pervers) が生じ、以上のような結果を引き起こすというのである⁽¹¹⁰⁾。

これはフランスだけに特有なものではないであろうが、自由と個人主義のフランス社会の構造を理解するためのこの上ない理論的枠組みと考えられるのである。

フランス社会と教育を検討する場合に、ブードンの理論に加えるとするならば、トゥレーヌ (Alain Tourraine) やアロン (Raymond Aron) などの理論も取り上げなければならないが、かれらに共通することの一つは、社会を形成する能動的で自由な個人という思想であろう。そして、これが学校制度および進路指導を検討する場合に重要な要因となるのである。

フランスは行政国家であり、学校制度やまた進路指導制度のみをとって見ても、それを規定する法令は極めて多い。法令を見る限り、その組織は

理解しやすいし、極めて上首尾に機能しているよう見える。しかし、夥しい法規やそれを解釈したり、直接指示を行う通達や通牒のいくつかは無視されたり、また中央集権でありながらも地方分権的、個人的傾向が強く、全国的に実施されているはずのものがなされていなかったりで、法制と現実の乖離が少なくなく、そのため、機構は極めて複雑になっている。進路指導についても例外ではない。

ミッテラン政権は、今日地方分権化を推進すると同時に、国の計画化を押し進めている。また、進路指導においては、前述のように第9次計画に基づく計画を導入しながらも、基本的には個人の自由にまかせた方式やそれをさらに推進するような対話、家族の意見の尊重、不服の申し立てなど、生徒・家族の主体性を重視する方向に動いている。このような政策は、誰の目にも相矛盾するものとして見えることは確かである。

フランスの偉大さは、対立的な極端を包含する点にある（ルナン）といわれるが、今後、アビ法による形式的平等化の達成から実質的平等化に向けて出されたルグラン報告書に基づく改革とともに、進路指導のもつ、多様（自由）と平等を相補的に結合する理念をいかに現実化していくのかについてさらに追究していきたい。

付 記

本稿は、昭和58年度科学研究費補助金総合研究(A) 5810040 「フランスにおける試験選抜制度の改革動向と共に一次試験方式との比較研究一」(研究代表者 原田種雄) の報告書「フランス大学入試の改革動向」(国立教育研究所内フランス試験制度研究会、1984年3月、67頁、タイプ印刷) に「バカラレア資格の取得をめざしての学習履修過程における進路指導」(29-52頁) と題して掲載した論稿を、大幅に訂正、加筆したものである。本稿の(五)および(六)の一部を除きほとんど別稿といってよい。

(注)

- (1) バカラレア資格試験は、毎年夏休暇（いわゆるヴァカンス）直前の6月に行われる。1984年度の場合を見ると、アンティーユ、ギアナを除き、その他の大学区では、一斉に、行われている。普通教育バカラレア資格の第一試験科目群は、6月15日（哲学）、21日と22日（その他の科目）に、技術者バカラレア資格試験は、6月18日から20日にかけて行われた。また、第1級の生徒が1984年に受験し、その結果が1985年にも有効となるフランス語の試験は、普通教育バカラレア資格試験受験者については、6月25日に、技術者バカラレア資格試験受験者については、6月26日に行われている。後述する

- ように、受験の代替期間が設けられているが、それは、9月11日から13日の間である。(Le Figaro, 1 fév. 1984)
- (2) *L'étudiant*, Tout sur le lycée, n° 32 février 1983, p.169.
- (3) *Ibid.*, p.170.
- (4) *Note d'information*, n° 84-11, 12 mars 1984. この結果は、フランス本国およびフランス海外県全体を含んでいる。なお、本稿(二)は、説明、図表ともこの結果報告によっている。
- (5) INSEE recensement de la population 1981 ; âges au 1.1. 1983.
- (6) 表では、35.2%となっているが、どちらかの誤りであろう。
- (7) 吉田正晴『フランス公教育政策の源流』風間書房、昭和52年、とくに320頁以降を参照のこと。
- (8) I.N.P., *Encyclopédie pratique de d'éducation en France*, 1960, p.913.
- (9) *Loc. cit.*
- (10) Décret du 26 sept. 1922 rattaché l'orientation professionnelle au sous-secrétariat d'Etat à l'enseignement technique.
- (11) I.N.P., *op. cit.*, p.913.
- (12) *Loc. cit.*
- (13) *Ibid.*, p.914.
- (14) *Ibid.*, p.916.
- (15) 田崎徳友「フランスにおける観察・指導課程(2) —その理念と歴史的経過—」『海外教育研究』第2集、昭和51年、94頁。
- (16) 田崎徳友「フランスの中等教育改革における『実験的試行』の位置と意義——ジャン・ゼーの『指導学級』を中心として——」『広島大学教育学部紀要』第1部、第22号、昭和49年参照。
- (17) 田崎徳友「ランジュヴァン・ワロン教育改革研究委員会(1944—1947) およびその改革案に関する研究(1)」『福岡教育大学紀要』第33号、第4分冊、昭和53年、40頁。
なおアルジェ改革案の邦訳はつぎの著作に所収されている。永治日出雄・P.ランジュヴァン・J.ゼー他『国民教育の改革』明治図書、1983年10月。
- (18) 田崎徳友、昭和53年、上掲論文。
- (19) *La réforme de l'enseignement : Projet soumis à M. le Ministre de l'Education Nationale par la Commission Ministérielle d'étude*, 1947, p.8.
邦訳 原田種雄『フランスにおける教育改革の動向と問題』国立国会図書館立法考査局、1960年。
その他の邦訳は、注(17)の論文を参照。その他、永治日出雄、上掲書にも所収されている。
- (20) 田崎徳友「戦後フランスにおける教育改革——クラス・ヌヴェルを中心として——」中国四国教育学会編『教育研究紀要』第17号、昭和47年3月、74—76頁。
- (21) ベルトワン改革および「観察・指導課程」については、つぎのような先行研究などがある。
 a) 原田種雄『フランスにおける教育改革の動向と問題』(調査資料)、国立国会図書館調査立法考査局、1960年6月、94頁。
 b) 吉田正晴『フランス教育改革と進路指導—中等教育の機会均等のために』『レファレンス』121号、1961年2月、70—90頁。
 c) 原田種雄「フランス中等教育の改革の動向と課題—ベルトゥアン改革の進展と観察課程の運営を中心に」『レファレンス』166号、1964年11月、61—97頁。
 d) 手塚武彦『フランスの観察・指導課程』日本職業指導協会、1966年4月、92頁。
 e) 文部省大臣官房「フランスの観察指導期—進路指導の組織と方法』(教育調査第72集)、昭和42年9月、44頁。
 f) 森 藤吉『フランスにおける教育改革と進路指導—特にその観察指導について—』萬字堂、昭和43年2月、137頁および資料。
- (22) Géminard, Lucien, *Le système scolaire : Le collège au centre des réformes, Notes et Etudes documentaires*, n° 4725-4726, 12 juillet 1983, La Documentation française, p.98.
- (23) *Loc. cit.*
- (24) 田崎徳友「中等教育の抜本的改革—“第二段教育” フォンタネ文相案の全容(フランス)』『学校運

- 『營研究別冊』3, 明治図書, 1974年秋号, 152—161頁。
- (25) Géminard, *op. cit.*, p. 98.
 - (26) *Loc. cit.*
 - (27) *Loc. cit.*
 - (28) *Ibid.*, p. 99.
 - (29) *Loc. cit.*
 - (30) Haby, René, *Pour une modernisation du système éducatif*, La Documentation française, février 1975, 52pp.
 - (31) Géminard, *op. cit.*, pp. 99—100.
 - (32) Loi N° 75-620 du 11 juillet 1975 relative à l'éducation (J. O. du 12 juillet 1975). 本法の法制化の過程については、つぎの文献がある。桑原敏明「現代フランスにおける学校教育制度改革の論理(1)—アビ文相の提案文書の分析—」筑波大学教育学系『学系論書』第82号, 1984年3月。
 - (33) Arrêté interministériel du 25 juin 1979 relative à la formation des élèves-instituteurs.
 - (34) 生徒の観察や進路指導のための独立した教育機関の設置に関する歴史的な概略については、つぎの文献を参照のこと。Tasaki, Noritomo, "Problématiques et méthodes de la politique de l'éducation en France de 1944 à 1978," 『福岡教育大学紀要』第30号, 第4分冊, 昭和56年, 2月, 33—34頁。
 - (35) Legrand, Louis, *Pour un collège démocratique : rapport au Ministre de l'Education nationale*, La Documentation française, 1982. p. 19.
 - (36) Géminard, *op. cit.*, p. 103.
 - (37) *Ibid.*, p. 104.
 - (38) Rapport de l'inspecteur général Binon, *La réforme dans les collèges*, décembre 1980.
 - (39) Géminard, *op. cit.*, p. 108.
 - (40) "Le multiple «collège unique», " *Le monde de l'éducation*, n° 84, juin 1982, p. 12.
 - (41) *Loc. cit.*
 - (42) Commissariat général du plan, *Rapport de la commission : Education et formation*, (Préparation du 7e plan), La Documentation française, p. 9.
 - (43) Etudes et rapport de la Commission de bilan, *La France en mai 1981*, (tome 4 : l'enseignement et le développement scientifique), La Documentation française, p. 46.
 - (44) *Le monde de l'éducation*, n° 84, *op. cit.*, p. 12.
 - (45) Paty, Dominique, *12 collèges en France : Enquête sur le fonctionnement des collèges publics aujourd'hui*, La Documentation française, p. 304.
 - (46) サヴァリ大臣は、1981年5月22日に就任するや、81—82年度にルグラン委員会を始めとしてかなりの数にのぼる諮問委員会を発足させた。たとえば、アンドレ・ドゥ・ペレティ (André de Peretti) 氏には、「教職員の研修や養成」に関する諮問をおこない、後に触れるアントワーヌ・プロスト (Antoine Prost) 教授には、「後期中等教育（リセ）」について、クロード・ジャンテ (Claude Jeantet) 氏には、「高等教育改革の問題」を、ジャン・ルイ・ケルモンヌ (Jean-Louis Quermonne) 氏には、「大学教員の採用に関する問題」、マキシム・セリグマン (Maxime Seligman) 氏には、「医学教育」、クロード・ドムナック (Claude Domenach) 氏には、「学生の勉学・生活問題」の検討を依頼した。

その他、小さな使命として、ルネ・ピエール・ジラール (René-Pierre Girard) 氏には、「外国語教育の問題」を、ルネ・ジロー (René Girault) 氏には、「歴史教育の問題」を、また、「教育の革新の問題」は、ジャクリース・キャニペル (Jacqueline Canipel) 夫人に、「芸術教育の評価の問題」をピ埃尔・バケ (Pierre Bacqué) 氏に、「学校の管理運営の問題」については、リュック・スブル (Luc Soubré) 氏に、またそのほかにも諮問をしている。 *Le monde de l'éducation*, n° 86, septembre 1982, pp. 42—43。

その多くは、たとえば、「ルグラン報告」や「高等教育問題」などについて、すでに報告書が公にされ、それに基づいた改革が進められているものが多い。その他、ケルモンヌ報告書 (23.9.81), ア

- ンドレ・ドゥ・ペレティ報告書(22.2.82), スープレ報告書(5.82), ジロー報告書(30.7.82.)などである。
- (47) 注35に挙げた報告書。全375頁。
- (48) Legrand, *op. cit.*, pp. 19-20.
- (49) このような考え方は、ルグランの前著、*Pour une politique démocratique de l'éducation*, P.U.F., 1977, 293 pp. に既に良く表されている。
- (50) Legrand, 1982, *op. cit.*, 21.
- (51) *Ibid.*, pp. 21-22.
- (52) *Ibid.*, p. 93.
- (53) *Ibid.*, pp. 94-96.
- (54) *Ibid.*, pp. 97-102.
- (55) *Ibid.*, pp. 103-104.
- (56) *Ibid.*, pp. 105-106.
- (57) *Ibid.*, pp. 108-110.
- (58) *Ibid.*, pp. 113-120.
- (59) *Ibid.*, p. 133.
- (60) *Cahiers de l'Education nationale*, n° 15 mai 1983, p. 26.
- (61) Circulaire n° 83-182 du avril 1983. B.O., n° 17, 1983.
- (62) *Cahiers de l'Education nationale*, n° 16 juin 1983, p. 8.
- (63) *Ibid.*, n° 22, fevrier 1984, p. 8.
- (64) ジスカール・デスタン大統領およびバル首相の政権下においては、経済・社会政策は自由主義を採り、「非計画化」(déplanification)の傾向にあった。ジスカール・デスタン政権下において練られていた「第8次経済・社会発展計画」は、1981年の政変によって流産したが、ミッテラン政権は1981年10月14日に、1982～1983年の2か年のための「暫定計画」(Plan intérimaire)を承認・発表し、その間1982年7月29日付けの「計画改革法」(Loi sur la réforme de planification)を成立させ、第9次計画の策定を開始した。
- この計画は二つの法律、すなわち目標・手段・方法を規定した「第一法」とその実施を可能にする財政法である「第二法」からなるが、第一法については、1983年7月13日に成立し、第二法は同年12月に下院を通過した。
- 第9次計画は、これまでの計画と異なり、始めて文化関係を加え、正式名称を「第9次経済・社会・文化発展計画」としたことであり、その他、地方分権化政策を反映したものとなっていることなどが特徴として挙げられる。
- 本計画の実施優先策の第3以下について列挙しておきたい。③研究と革新の促進、④コミュニケーション産業の振興、⑤エネルギー依存の切り詰め、⑥雇用に関する対策、⑦海外への輸出と国内での消費の拡大、⑧家族および出生に最適な環境の確保、⑨地方分権化の成功、⑩都市での生活条件の改善、⑪保健衛生制度の現代化とより良い管理、および⑫司法と安全の改善。*(9e Plan de développement économique, social et culturel 1984-1988 : Rapport annexé au projet de deuxième Loi de Plan ; Les moyen d'exécution du 9e Plan. Journaux officiels, c. 1983, 180 pp., および Cahiers de l'Education nationale, n° 22 (Dossier : l'éducation et la formation dans le 9e Plan), février 1984, pp. 13-19.*
- (65) 宮脇陽三『フランス大学入学資格試験制度史』、風間書房、昭和56年、とくに403頁以降を参照のこと。
- (66) Ministère de l'Education nationale, *Les lycées et leurs études au seuil du XXIe siècle : Rapport du groupe de travail national sur les seconds cycles, présenté par M. Antoine Prost, décembre 1983, 288pp.*
- (67) *Cahiers de l'Education nationale*, n° 16, *ibid.*, p. 6.
- (68) *Ibid.*, n° 23, mars 1984, pp. 4-5.
- (69) 1983年5月24日に下院で審議が開始されたが、16日間の審議ののち、6月10日夜に下院を通過し

た。その後、多くの修正案のために、下院と上院を行き来し、12月20日に下院で最終的に可決され、翌1984年1月20日に憲法院で決定され、1月21日付けの『官報』に掲載された。(Journal officiel de la République Française : débats parlementaires Assemblée Nationale, 26 mai-11 juin, 10-11 décembre et 21 décembre 1983; ; Sénat : 27-28 octobre, 9, 10, 16 novembre et 16 décembre.)

法律名はつきの通り。「高等教育に関する1984年1月26日付け84-52号法律」(Loi n° 84-52 du 26 janvier 1984 sur l'enseignement supérieur) なお、『国民教育官報』(B.O.E.N.) には、その1984年3月15日付け11号に掲載されている。

(70) *Le Figaro*, 20 juillet 1984, *Le Monde*, 25 juillet 1984.

(71) Textes réglementaires de base (RLR n° 504-0 et 523-0).

- a) D. n° 73-129 du 12 fév. 1973 ; procédure d'orientation dans le second degré de l'enseignement public.
- b) A. du 12 fév., 1973 ; procédure d'orientation dans le second degré de l'enseignement public.
- c) C. n° 77-429 du 14 nov. 1977 ; instructions pour l'année 1977-1978 : les organes et le fonctionnement de l'orientation ; les aménagements à apporter aux procédures et au calendrier de l'orientation, à l'organisation pédagogique et au déroulement du B.E.P. C. en vue d'un meilleur rythme du travail scolaire.
- d) C. n° 78-422 du 29 nov. 1978 ; circulaire annuelle relative aux procédures d'orientation pour l'année scolaire 1978-1979 et pour la rentrée 1979.
- e) C. n° 79-451 du 18 déc. 1979 ; circulaire annuelle relative à l'orientation au cours de l'année scolaire 1979-1980 en vue de la rentrée 1980. Maintien d'un rythme régulier de travail au troisième trimestre.
- f) N.S. n° 81-010 du 9 jan. 1981 ; note de service annuelle relative à l'orientation au cours de l'année scolaire 1980-1981 en vue de la rentrée 1981.
- g) N.S. n° 81-530 du 23 déc. 1981 ; préparation et mise en œuvre de l'orientation au cours de l'année scolaire 1981-1982 en vue de la rentrée 1982.
- h) N.S. n° 82-601 du 23 déc. 1982 annexée à C. n° 82-599 du 23 déc. 1982 de préparation de la rentrée 1983 : orientation.
- i) N.S. n° 84-028 du 13 jan. 1984 annexée à C. n° 84-001 du 3 jan. 1984 de préparation de la rentrée 1984 : orientation.

(72) Décret n° 76-1303 du 28-12-76 modifié par D. n° 81-31 du 19-1-81.

(73) つぎに述べる「学級委員会」には、父母および生徒の代表の参加が認められているが、この「教授委員会」には認められていない。中等教育学校における管理運営への父母および生徒の代表の参加については、1968年の改革によって初めて認められ、「管理運営評議会」(conseil d'administration)についてはその参加が公認されたが、生徒個人の成績について審議し、進路の提案を作成する「学級委員会」への参加については改革当時、多くの議論がなされた。その結果、「学級委員会」への父母・生徒代表の参加は認めるものの生徒の学業等に関する個人的な問題については、両代表が退出した後を行うこととした。このことについて多くの論議があり、翌1969年の政令では、生徒の個人的な問題について審議する場合の父母・生徒代表の参加については、各学校の「管理運営評議会」がその参加方式を定めることにした(田崎徳友「戦後フランスにおける教育改革—中等教育機関の管理運営の民主化を中心として」『福岡教育大学紀要』第25号第4分冊、昭和51年、10頁。)

このことの適法性はコンセイユ・デタにおいても認められた(1975年11月14日)が、この問題はその後も激しく議論されてきた(Laubadaire, *Traité de droit administratif*, 3e éd., L.G.D.J., 1978, p.331.)。しかし、コンセイユ・デタによる適法性の確認に従って、1970年の初めに出される通達は、「管理運営評議会」に父母・生徒代表の「学級委員会」への参加を決定する自由を与えている(C. n° 27-203 du 27-4-1970, conseil de classe 参照)。

ところが、1970年10月16日付けの通達第70-400号は、「学級委員会」の委員にはそれぞれ異なった、

しかし相補的な役割があり、生徒の成績などは教員側が作成するとし、父母・生徒代表は学級の精神状態や学業への適応状態についての情報を提供するゆえに有益であると述べ、委員間の役割の違いを微妙に区別している。

その後の「学級委員会」に関する通達では、たとえ「管理運営評議会」が父母・生徒代表の「学級委員会」への参加を認めたとしても、生徒の学習指導要録の審議の際に、両代表を退席させるのは校長の権限であるとされた。生徒の成績に記載されている事項は生徒や家族を傷つける要素を含んでおり、指導要録は秘密事項を含んでいるからというものである (C. n° 71-317 du 12-10-1971, conseils de classe の項、および Delay, J., *Orientation et premier cycle*, A. Colin, 1973, pp. 208-211. を参照。)

1975年のいわゆるアビ法によって、「管理運営評議会」は、「学校評議会」(conseil d'établissement) (第15条) に変えられ、また「学級委員会」は、その施行令である 1976年12月28日付け 76-1305号政令によって、従来の「学級委員会」は「教授委員会」と「学級委員会」に分割された (第23、および24条)。

これに基づいて、「教授委員会」は「各生徒の学業結果 (bilan scolaire) を準備し、とくに進路の提案となる提案を作成する」とこととされ、これに対して「学級委員会」は「学級の生活に関する教育上の問題、および教授委員会の作業の結果について検討する」と規定され、生徒の成績や進路指導に関する審議における父母・生徒代表の参加形態が明確にされた。

実際には、「教授委員会」が開催されている間、父母・生徒代表は室外で待機し、その委員会が終了すると両代表が招き入れられ「学級委員会」になるのが通常である。「学級委員会」では、「教授委員会」で審議された結論が両代表に伝えられるだけであり、この点、「学級委員会」における参加は「隠れ蓑」的であり、一方的な押し付けという批判も多い (田崎徳友「日常的な参加も出始めている」『内外教育』第3156号、昭和55年6月17日、12—13頁参照) が、生徒の個人的な成績や進路について審議する場合、このような措置は当然のことと筆者には思われる。参加の限界を示すものとして注目すべき点である。それより、後述するような学校側と家族・生徒との間における「対話」こそ重視すべきであると考えられる。

(74) C. n° 81-125 du 13-3-81. (*Code soleil*, 1983, p. 100.)

(75) C. n° 82-182 du 29-4-82. (*loc. cit.*)

(76) *Cahiers de l'Education nationale*, n° 23, mars 1984, p. 14., *l'Education hebdo*, n° 53, 2 février 1984, p. 3.

(77) *Annuaire national de l'enseignement supérieur*, Ed. Génération, 1983, pp. 22-29.

(78) *Note d'information*, n° 79-18, 14 mai 1979, p. 1.

(79) 注71のgの通牒、13頁。

(80) "Derrière les mots, les faits," *Le monde l'éducation*, n° 91, février 1983, p. 13.

(81) *Loc. cit.*

(82) *Loc. cit.*

(83) *Ibid.*, p. 15.

(84) *Ibid.*, p. 13.

(85) この節は、*Le monde de l'éducation*, n° 91, février 1983 (les clefs de l'orientation au collège et au lycée) の記事のうち、とくに "Derrière les mots, les faits" (pp. 11-13) および "Les erreurs à ne pas faire" (pp. 14-15) に準拠・訳出し、誤りの訂正や詳細な記述は、とくに O.N.I.S.E.P., *Après la classe de troisième*. (Dossier d'orientation scolaire et professionnelle), année 1983-1984、および、*Guide pratique de la scolarité*, 1982 (O.N.I.S.E.P.) によっている。

その他、つぎの資料を参考にしている。

a) *Brochures de l'O.N.I.S.E.P.*

① L'entrée en sixième au collège 1983-84. ② Après la classe de cinquième 1982-83.

③ Après la classe de seconde de détermination, 1982-83.

④ La scolarité de vos enfants de la maternelle à université, 1980.

- b) 注71に挙げた通牒 (N.S.) の h および i。
- (86) *Note d'information*, n° 77-02, 14 janvier 1977. "Flux d'élèves dans l'enseignement public et privé du second degré—tous établissements à temps plein." から算出。
- (87) *Ibid.*, n° 78-21, 26 mai 1978, p. 1.
- (88) *Ibid.*, n° 81-09, 2 mars 1981. p. 1.
- (89) 長谷川イザベル「フランス中等教育の民主化—アビ改革をめぐって—」『上智大学外国語学部紀要』第13号, 1978年, 36頁。
- (90) a) Bourdieu, P. et J.-C. Passeron, *Les héritiers : les étudiants et la culture*, Ed. Minuit, 1964, 189pp.
 b) Bourdieu, P., J.-C. Passeron et M. de Saint Martin, *Rapport pédagogique et communication*, Mouton, 1965, 125pp.
 c) Bourdieu, P. et J.-C. Passeron, *La reproduction*, Ed. Minuit, 1970, 281pp.
 この一部邦訳と解説がある。山本哲士「象徴的暴力としての教育実践」『民衆のカリキュラム 学校のカリキュラム』1983年10月, 185-247頁。
- (91) Baudelot, Ch. et R. Establet, *L'école capitaliste en France*, F. Maspéro, 1971, 340pp. など。この著作の一部邦訳と解説がある。山崎カヲル「『民主的』教育論の批判的視座—マルクス主義教育論の再構成へむけて」『情況』1976年8月号, 5-14頁。
 注 90, 106 および 109 に挙げた諸著作を含めたすぐれた紹介と論評がつぎの著作においてなされている。杉山光信『現代フランス社会学の革新』新曜社, 1983年1月, 239頁。および壽里 茂『現代フランスの社会構造』東京大学出版会, 1984年, 378頁。
- (92) a) "Conseil de classe : la tromperie?", *Le monde de l'éducation*, n° 48, mars 1979.
 b) Marchand, F., *Conseil de classe*, Epi, 1979, 365pp.
- (93) "Les acteurs de l'orientation," *Le monde de l'éducation*, n° 91, février 1983, pp. 18-19.
- (94) "Témoignage : les lycées sont-ils des lieux de vie?" *ibid.*, p. 7.
- (95) Projet de Loi portant réforme des méthodes de la planification, *Journal Officiel de la République française*, Avis et rapports du C.E.S., n° 13, 12 juin 1982.
- (96) 飲酒運転の規制強化が実施されたとき、筆者は滞仏中であったが、ゴム風船によるアルコールテスト (alcootest) などについて、連日、新聞やテレビにおいて激しい論議がなされていた。飲酒によって事故を起こし大事にいたるが、個人の自由（勝手）であり、個人の責任であるというのが基本的な考え方である。なお、自由の行使については、その訓練が必要であるというのもフランスにおける考え方である。
- (97) "Comment s'informer?", *Le monde de l'éducation*, n° 91, op. cit., p. 20.
- (98) ダニエル・ベル・蠟山昌一訳『社会科学の現在』TBSブリタニカ, 1984年, 109頁。
- (99) ダニエル・ベル, 上掲書, 107頁。
- (100) アンドレ・モーロワ・松尾邦之助訳『フランスとフランス人』岩波新書, 昭和32年, 14頁。
- (101) Althusser, L., "Idéologie et appareils idéologiques d'Etat (Notes pour une recherche)," *La pensée*, juin 1970, pp. 3-38. 西川長夫訳『国家とイデオロギー』福村出版, 1965年1月に所収。
- (102) 杉山光信「現代フランス社会学の社会変動論」『基礎社会学』(第V巻 社会変動), 東洋経済新報社, 昭和56年3月, 210頁。
- (103) 西川長夫訳, 上掲書, 47頁。
- (104) 杉山光信, 上掲書, 1983年, 113-114頁。
- (105) 壽里 茂, 上掲書, 263頁。
- (106) Boudon, R., *L'inégalité des chances*, A. Colin, 1973, 237pp. 杉本一郎, 山本剛郎, 草壁八郎訳『機会の不平等』, 新曜社, 1983年9月, 297頁。
- (107) 杉山光信, 上掲書, 115-116頁, およびつぎの著作を参照のこと。
 a) Karabel, J. & A. H. Halsey (edited and with an introduction by), *Power and Ideology in Education*, Oxford Univ. Press, 1977, 670pp. 抄訳, 潮木守一, 天野郁夫, 藤田英典編

- 訳『教育と社会変動』(上) (下) 東京大学出版会, 1980年6月。
- b) Husén, T., *Influence du milieu social sur la réussite scolaire*, O.C.D.E., 1975. 209pp.
- c) _____, *The School in Question*, Oxford Univ. Press, 1979. 河野重男, 中島博, 澤田利夫監訳『問われている学校教育』第一法規, 昭和57年11月, 192頁。
- (10) Boudon, 上掲書訳, 271-284頁。
- (10) a) Boudon, R., *Effets pervers et ordre social*, P.U.F., 1977, 286pp.
- b) _____, *La logique du social*, Hachette, 1979, 333pp.
- (10) 杉山光信, 上掲書, 116-122頁 および Boudon, 1979, *op cit.*, pp.117-159. (840905)